

誰もが自立してともに暮らすまちをめざして

第7期 岐阜市障害福祉計画
第3期 岐阜市障害児福祉計画

令和6年3月

も く じ

第1章 総 論

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 計画策定の背景 | 2 |
| | (1) 障がいのある人に対する法制度の変遷 | 2 |
| | (2) 障害者総合支援法と障害福祉計画 | 2 |
| | (3) 児童福祉法と障害児福祉計画 | 3 |
| | (4) 岐阜市の取り組み | 3 |
| 2 | サービスの体系 | 4 |
| 3 | 計画の性格 | 6 |
| | (1) 計画の位置付け | 6 |
| | (2) 計画の範囲 | 6 |
| 4 | 計画の期間 | 7 |
| 5 | 基本理念 | 7 |
| 6 | 基本目標 | 8 |
| | (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援 | 8 |
| | (2) 障がいの種別によらないサービス等の提供 | 8 |
| | (3) 個々の課題に対応したサービス等の提供体制の整備 | 8 |
| | (4) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援 | 8 |
| | (5) 障がいのある人の社会参加を支える取り組み | 9 |
| 7 | ニーズの把握等 | 9 |

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数 | 12 |
| | (1) 人口 | 12 |
| | (2) 障がい者手帳等の所持者数 | 13 |
| | (3) サービスの利用者数 | 23 |
| 2 | 障がいのある人の現状とニーズ | 27 |
| | (1) 実態調査結果の概要 | 27 |
| | (2) 今後の住まいの希望 | 28 |
| | (3) 今後の自宅での暮らし方 | 30 |
| | (4) 親なき後等の暮らし方の希望と対策 | 32 |
| | (5) 障がいのある人へのサービスに関するニーズ | 36 |
| | (6) 就労の状況と希望 | 39 |
| | (7) 障がいのある人が働くためのニーズ | 45 |
| | (8) 障がいのある人への理解や配慮の実感 | 48 |

第3章 成果目標

| | | |
|----------|----------------------------|----|
| 1 | 国の基本指針 | 52 |
| | (1) 施設入所者の地域生活への移行 | 52 |
| | (2) 地域生活支援の充実 | 52 |
| | (3) 福祉施設から一般就労への移行等 | 52 |
| | (4) 障害児通所支援サービスの提供体制の整備等 | 53 |
| | (5) 相談支援体制の充実・強化等 | 53 |
| | (6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築 | 53 |
| 2 | 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標と実績 | 54 |
| | (1) 施設入所者の地域生活への移行 | 54 |
| | (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 55 |
| | (3) 福祉施設から一般就労への移行等 | 56 |
| | (4) 障害児通所支援サービスの提供体制の整備等 | 57 |
| | (5) 相談支援体制の充実・強化等 | 57 |
| | (6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築 | 57 |
| 3 | 計画の目標 | 58 |
| | (1) 施設入所者の地域生活への移行 | 58 |
| | (2) 地域生活支援の充実 | 58 |
| | (3) 福祉施設から一般就労への移行等 | 59 |
| | (4) 障害児通所支援サービスの提供体制の整備等 | 60 |
| | (5) 相談支援体制の充実・強化等 | 60 |
| | (6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築 | 60 |

第4章 障害福祉サービス

| | | |
|----------|---------------------|----|
| 1 | 訪問系サービス | 62 |
| 2 | 日中活動系サービス | 65 |
| | (1) 生活介護 | 65 |
| | (2) 自立訓練（機能訓練） | 66 |
| | (3) 自立訓練（生活訓練） | 66 |
| | (4) 宿泊型自立訓練（生活訓練） | 67 |
| | (5) 就労選択支援 | 68 |
| | (6) 就労移行支援 | 68 |
| | (7) 就労継続支援（A型） | 69 |
| | (8) 就労継続支援（B型） | 70 |
| | (9) 就労定着支援 | 71 |
| | (10) 療養介護 | 71 |
| | (11) 短期入所（ショートステイ） | 72 |
| 3 | 居住系サービス | 74 |
| | (1) 自立生活援助 | 74 |
| | (2) 共同生活援助（グループホーム） | 75 |
| | (3) 施設入所支援 | 75 |
| | (4) 地域生活支援拠点等 | 76 |

| | | |
|----------|----------------------------|----|
| 4 | 相談支援等 | 77 |
| (1) | 相談支援 | 77 |
| (2) | 基幹相談支援センターの設置 | 78 |
| (3) | 地域のサービス基盤の開発・改善 | 78 |
| 5 | 障害福祉サービス等の質の向上 | 79 |
| (1) | 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 | 79 |
| (2) | 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | 79 |
| (3) | 指導監査結果の共有 | 79 |

第5章 地域生活支援事業

| | | |
|----------|-------------------------------------|----|
| 1 | 必須事業 | 82 |
| (1) | 理解促進研修・啓発事業 | 82 |
| (2) | 自発的活動支援事業 | 82 |
| (3) | 相談支援事業 | 82 |
| (4) | 成年後見制度利用支援事業 | 83 |
| (5) | 成年後見制度法人後見支援事業 | 84 |
| (6) | 意思疎通支援事業 | 84 |
| (7) | 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | 85 |
| (8) | 手話奉仕員養成研修事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 | 85 |
| (9) | 日常生活用具給付等事業 | 86 |
| (10) | 移動支援事業 | 87 |
| (11) | 地域活動支援センター事業 | 87 |
| (12) | 障害児等療育支援事業 | 88 |
| (13) | 広域的な支援事業(精神障害者地域生活支援広域調整等事業) | 88 |
| 2 | 任意事業 | 89 |
| (1) | 訪問入浴サービス事業 | 89 |
| (2) | 日中一時支援事業 | 89 |
| (3) | 福祉ホーム事業 | 90 |
| (4) | 盲人ホーム | 91 |
| (5) | 社会参加支援 | 91 |
| (6) | 障害者虐待防止対策支援 | 92 |
| (7) | その他の日常生活支援 | 92 |

第6章 障害児通所支援サービス等

| | | |
|----------|---------------------|-----|
| 1 | 障害児通所支援 | 94 |
| (1) | 児童発達支援 | 94 |
| (2) | 放課後等デイサービス | 95 |
| (3) | 保育所等訪問支援 | 95 |
| (4) | 居宅訪問型児童発達支援 | 96 |
| 2 | 障害児相談支援等 | 98 |
| (1) | 障害児相談支援 | 98 |
| (2) | 医療的ケア児支援コーディネーター | 98 |
| 3 | 障がいのある児童の子ども・子育て支援等 | 100 |
| (1) | 保育所(園)・認定こども園 | 100 |
| (2) | 放課後児童健全育成事業 | 101 |

第7章 計画の推進に向けて

1 推進体制 104

(1) 総合的な推進体制 104 (2) 関係機関との連携支援体制 104

2 進捗管理 105

(1) 進捗の把握と分析・評価 105 (2) 計画や方策の見直し 105

第8章 資 料

1 計画策定の方法 108

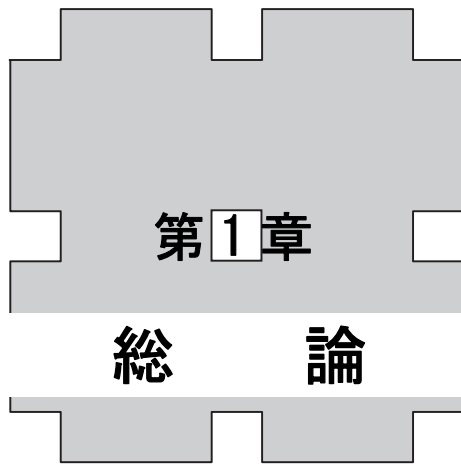
2 計画の諮問機関等 109

(1) 岐阜市障害者施策推進協議会 109 (2) 岐阜市障害者総合支援協議会 112

3 計画策定の経過 115

○第2章において、出典を「資料」として明記していない図表の出典は、令和5年3月「障害者計画等策定実態調査結果報告書」であり、図表中の下表の左欄の用語については、右欄の略称を用いています。なお、図表のnは、回答者数を表しています。

| 用 語 | 略 称 |
|-----------------------|-----------------|
| 身体障害者手帳所持者 | 身 体 障 が い |
| うち聴覚・平衡機能障がいのある人 | 聴 覚 等 障 が い |
| うち音声・言語・そしゃく機能障がいのある人 | 言 語 等 障 が い |
| 療育手帳所持者 | 知 的 障 が い |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 精 神 障 が い |
| 特定医療費（指定難病）受給者証所持者 | 指 定 難 病 |
| 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者 | 小 児 慢 性 特 定 疾 病 |
| 障がい者手帳を持っていない人 | 手 帳 未 所 持 |



第1章

総論

1 計画策定の背景

(1) 障がいのある人に対する法制度の変遷

障がいのある人に対する福祉サービス等は、身体に障がいのある人が身体障害者福祉法、知的障がいのある人が知的障害者福祉法、精神に障がいのある人が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により「福祉の措置」として実施されてきましたが、平成15（2003）年度から平成17（2005）年度の「支援費制度」を経て、平成18（2006）年度から障害者自立支援法に移行しました。

65歳以上の要援護者に対する福祉サービス等については、老人福祉法による「福祉の措置」として実施されていましたが、平成12（2000）年度から介護サービスについては「社会保険」である介護保険法に移行しました。また、障がいのある児童に対する支援は、幾多の改正を経ながら児童福祉法により実施されています。

(2) 障害者総合支援法と障害福祉計画

平成15（2003）年度から施行された支援費制度は、想定外の利用量の急増により財源不足に陥り、各種サービスの提供や相談支援体制についても市町村格差が目立ってきました。また、精神に障がいのある人は制度の対象になっていなかったこともあり、身体や知的障がいのある人のサービスに比較して立ち後れが指摘されていました。さらに、利用者の入所期間の長期化等により、福祉施設の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、入所者の地域生活への移行や就労の支援といった新たな課題への対応が求められていました。このような状況への対応策として、平成17（2005）年11月に、障害者自立支援法が公布されました。障害者自立支援法では、市町村に障害福祉計画の策定を義務づけました。

平成22（2010）年12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、①利用者負担を見直し、②障害者の範囲に発達障がい等を加え、③相談支援の充実等の改正が行われました。

平成24（2012）年6月には、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法が改正されました。この法律により、法律名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）に改めるとともに、①障害者の範囲に難病患者等を加え、②「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、障害福祉サービスにおいて、③重度訪問介護の対象者の拡大、

④ケアホームのグループホームへの一元化等が行われました。

平成28（2016）年6月に公布された障害者総合支援法の改正では、①障害福祉サービスに自立生活援助と就労定着支援を加え、②医療機関への入院時も重度訪問介護の利用を認めるとともに、③障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢の障がいのある人の利用者負担の軽減等が定められました。

令和4（2022）年12月に公布された障害者総合支援法の改正では、①地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターと、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされるとともに、②就労選択支援の創設、③都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見できる仕組みの創設等が定められました。

(3) 児童福祉法と障害児福祉計画

前述のとおり、障害児通所支援や障害児相談支援等（以下「障害児通所支援サービス等」といいます。）は、児童福祉法に規定されています。平成28（2016）年6月に公布された児童福祉法の改正では、①障害児福祉計画の策定を市町村に義務づけるとともに、②居宅訪問型児童発達支援の新設、③医療的ケアを必要とする障がいのある児童の適切な支援等が定められました。

令和4（2022）年6月に公布された児童福祉法の改正では、①児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されるとともに、②児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化等が定められました。

(4) 岐阜市の取り組み

このような中、岐阜市としては、平成19（2007）年3月に「第1期岐阜市障害福祉計画」、平成21（2009）年3月に「第2期岐阜市障害福祉計画」、平成24（2012）年3月に「第3期岐阜市障害福祉計画」、平成27（2015）年3月には「第3次岐阜市障害者計画」と合わせて「第4期岐阜市障害福祉計画」、平成30（2018）年3月には「第5期岐阜市障害福祉計画・第1期岐阜市障害児福祉計画」、令和3（2021）年3月には「第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等や障害児通所支援サービス等の円滑な実施を図ってきました。

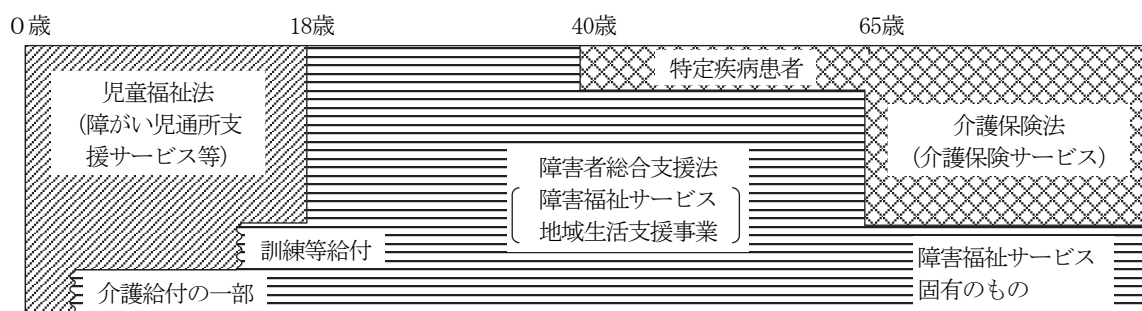
引き続き、障害福祉サービス等や障害児通所支援サービス等の円滑な実施を図るため、「第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画」を策定します。

2 サービスの体系

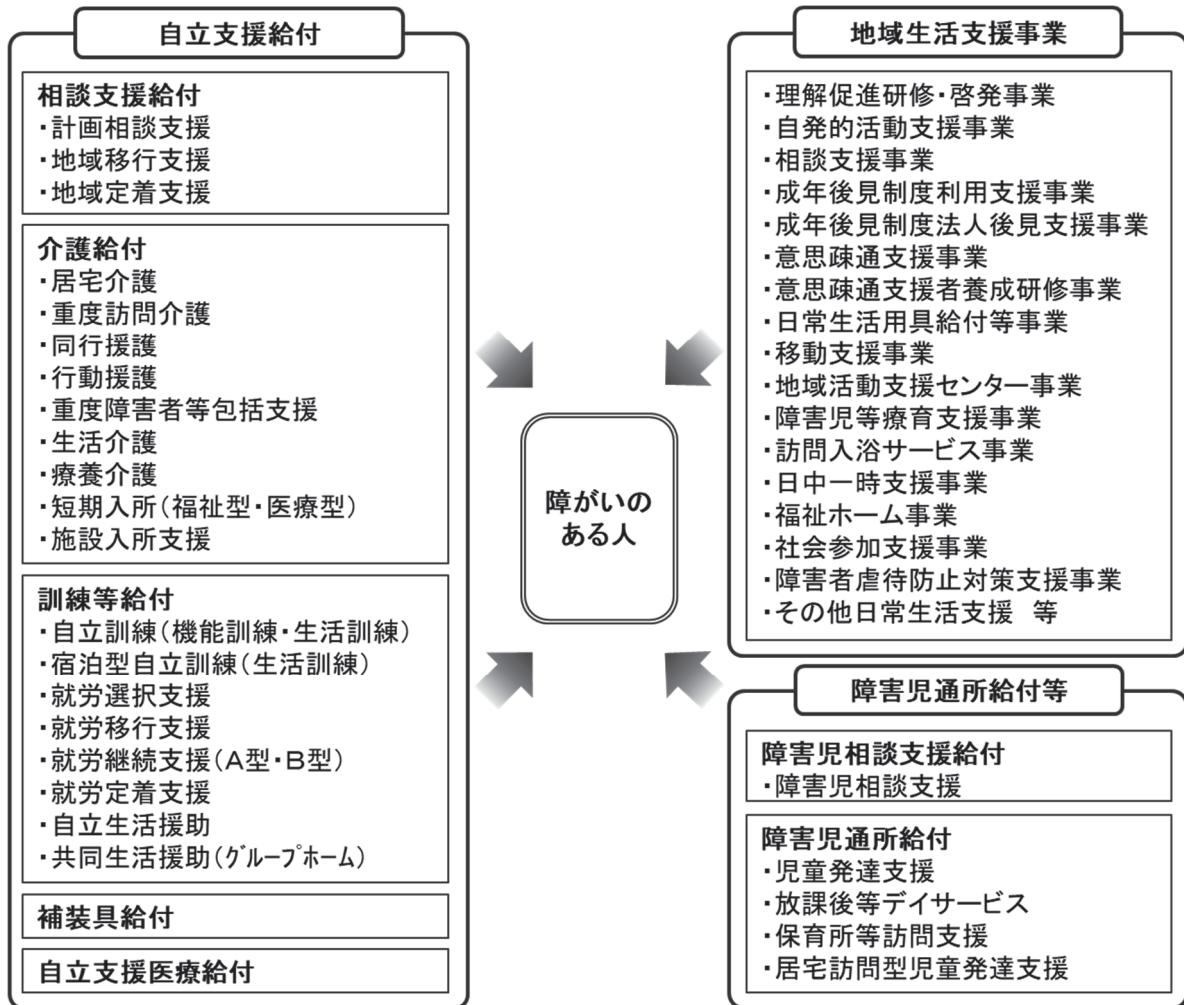
障害者総合支援法に基づくサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、自立支援給付の「介護給付」には、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「生活介護」「療養介護」「短期入所」「施設入所支援」があり、「訓練等給付」には、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労選択支援」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」があり、「障害福祉サービス」はこれら16のサービスの総称です。障害福祉サービスは、18歳から64歳までの障がいのある人に適用されるのはもちろんですが、「居宅介護」「短期入所」などの介護給付の一部や「就労移行支援」などの訓練等給付は、18歳未満の障がいのある児童にも適用されます。また、「同行援護」などの障害福祉サービス固有のものは、65歳以上の人にも適用されます。なお、要介護認定者には、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は介護保険サービスが適用されますが、「施設入所支援」など、65歳に至るまで相当の期間にわたり障害福祉サービスを利用している場合などは、65歳以上も引き続き適用されます。

児童福祉法には、「障害児通所給付」として、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」の4つのサービス、「障害児入所給付」として、「福祉型」と「医療型」があり、原則として、18歳未満に適用されます。なお、「障害児入所給付」は、都道府県が実施します。

図表1-1 サービスの適用年齢区分



図表1-2 市町村障害福祉サービス等・障害児通所支援サービス等の体系図



3 計画の性格

(1) 計画の位置付け

第7期岐阜市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）を踏まえ、岐阜市における、令和6（2024）年度から3年間の障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す計画です。

第3期岐阜市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、国が示す基本指針を踏まえ、岐阜市における、令和6（2024）年度から3年間の障害児通所支援サービス等の見込量とその確保策などを示す計画です。

ともに、第5次岐阜市障害者計画の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有し、岐阜市地域福祉推進計画をはじめ、岐阜市高齢者福祉計画、岐阜市子ども・子育て支援事業計画など、関連する計画との調和を図りつつ、策定し、推進していきます。

(2) 計画の範囲

第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画における障がいのある人とは、身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人、発達障がいのある人、難病患者、小児慢性特定疾病患者等です。

4 計画の期間

第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

ただし、計画の進捗の評価等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととします。

図表1-3 計画の期間

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|-------------------------|-------|-------|-------------------------|-------|-------|-------------------------|-------|-------------------------|-------|--------|--------|
| 岐阜市 | 第4次障害者計画 | | | | | | 第5次障害者計画 | | | | | |
| | 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画 | | | 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 | | | 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 | | 第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

5 基本理念

第5次岐阜市障害者計画は、障害者基本法や障害者総合支援法等の趣旨（「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」）等を踏まえ、基本理念に「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を掲げています。

したがって、第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画においても、「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を基本理念とし、障害福祉サービス等や障害児通所支援サービス等の一層の充実を図ります。

6 基本目標

基本理念のもと、国が示す基本指針を踏まえつつ、次の5つの基本目標を定め、障害福祉サービス等や障害児通所支援サービス等の一層の充実を図ります。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人が、可能な限り、自らの決定に基づく支援を受けられるよう配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加が図られるよう、ニーズ等を踏まえた新たなサービスの検討・検証を行い、サービス等の提供体制の整備に努めます。

(2) 障がいの種別によらないサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（高次脳機能障がいを含みます。）、発達障がい、難病等の障がい種別にかかわらず、これらの障がいのある人が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、ニーズ等を踏まえ、サービス等の提供体制の確保に努めます。

(3) 個々の課題に対応したサービス等の提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や地域生活を継続するための支援、就労への支援、高齢化等に伴う支援のあり方、サービス提供事業所における人材の確保、質の向上などの課題に対応し、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みを構築するため、地域生活支援の拠点等の整備やNPOなどによるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、個々の課題に対応するよう、サービス等の提供体制の整備に努めます。

なお、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、障がいのある人の重度化やその家族を含めた高齢化に伴う親なき後などの課題を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立を希望する人に対する支援に取り組みます。また、相談支援を中心に、ライフステージごとに応じた支援と切れ目のない支援に努めます。

(4) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の健やかな育成を支援する観点から、発達の遅れや障がいなどに早期に対応できるよう、質の高いサービス等の提供体制の整備に努めることにより、保育や教育等において、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成

長できる環境づくりを推進します。また、ライフステージに応じた切れ目のない支援や医療的ケアを必要とする児童に対する支援体制の構築を図るため、岐阜県発達障害者支援センターなどの関係機関等との連携に努めます。

(5) 障がいのある人の社会参加を支える取り組み

障がいのある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会における様々な活動に参加できるよう、ニーズ等を踏まえ、就労をはじめ、スポーツや文化芸術などの多様な活動に参加するための機会の確保に努めます。

7 ニーズの把握等

計画の策定にあたり、障がいのある人のニーズ等を把握するために、令和4（2022）年11月に「障害者計画等策定実態調査」（以下「実態調査」といいます。）と令和5（2023）年5月から6月に障がい者関係団体等との意見交換、同年9月から10月に「事業所状況調査」を実施しました。

図表1-4 実態調査結果の概要

| 調査対象 | 調査方法 | 調査数 | 回答数 | 回答率 (%) |
|---------|-------------------------------|-----|-----|---------|
| ①視覚障がい | 各台帳等から、対象者を抽出し、郵送により調査票を配布・回収 | 289 | 167 | 57.8 |
| ②聴覚等障がい | | 288 | 159 | 55.2 |
| ③言語等障がい | | 96 | 52 | 54.2 |
| ④肢体不自由 | | 995 | 504 | 50.7 |
| ⑤内部障がい | | 996 | 586 | 58.8 |
| ⑥知的障がい | | 489 | 244 | 49.9 |
| ⑦精神障がい | | 487 | 228 | 46.8 |
| ⑧指定難病 | | 475 | 272 | 57.3 |
| ⑨手帳未所持 | | 90 | 35 | 38.9 |
| ⑩障がい児 | | 935 | 414 | 44.3 |

※①から⑨までは、18歳以上の人を対象としています。⑨は、障がい者手帳等を未所持で障害福祉サービス等受給者証を所持している人を対象としています。

図表1-5 意見交換を実施した障がい者関係団体等

| 対象団体 (20団体) |
|----------------------------|
| 岐阜市身体障害者福祉協会 |
| 岐阜地区知的障がい者育成会 |
| 岐阜市視覚障害者福祉協会 |
| 岐阜市聴覚障害者協会 |
| 岐阜市肢体不自由児者父母の会 |
| 特定非営利活動法人 障害者自立センターつかいぼう |
| 特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会岐阜支部 |
| 岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック |
| 岐阜市重症心身障害児(者)を守る会 |
| 岐阜市あけぼの会 (精神障害者家族会) |
| 岐阜市立岐阜特別支援学校PTA |
| 社会福祉法人 いぶき福祉会 |
| 社会福祉法人 岐東福祉会 |
| 社会福祉法人 舟伏 |
| 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会 |
| 社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団 |
| 特定非営利活動法人 ぎふ難聴者協会 |
| 岐阜睦声会 |
| 公益社団法人 日本オストミー協会岐阜県支部 |
| 特定非営利活動法人 ぎふ脳外傷友の会長良川 |

図表1-6 事業所状況調査結果の概要

| 調査対象 | 調査方法 | 調査数 | 回答数 | 回答率 (%) |
|-----------|--------|-----|-----|---------|
| サービス提供事業所 | 電子メール等 | 401 | 232 | 57.9 |



第2章

障がいのある人を取り巻く状況

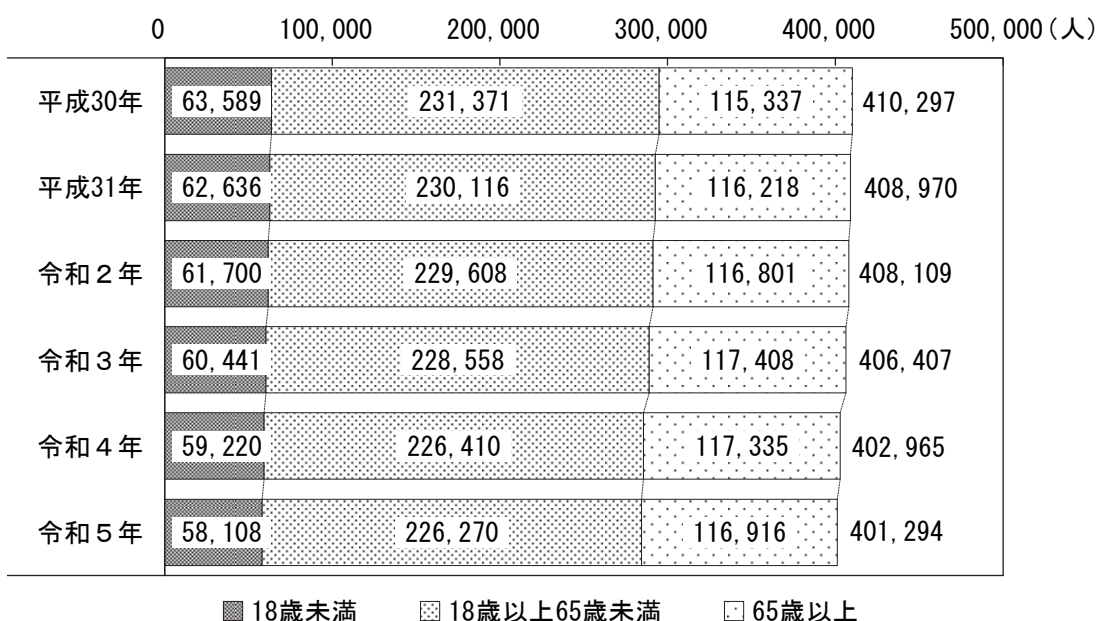
1 障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数

(1) 人口

令和5年4月1日現在、岐阜市の人口は401,294人であり、減少傾向にあります。

これを年齢階層別にみると、18歳未満は58,108人（14.5%）、18歳以上65歳未満は226,270人（56.4%）、65歳以上は116,916人（29.1%）です。18歳未満と18歳以上65歳未満は減少が続き、65歳以上は令和3年をピークに減少に転じています。

図表2-1 人口の推移（各年4月1日現在）



資料：岐阜市住民基本台帳

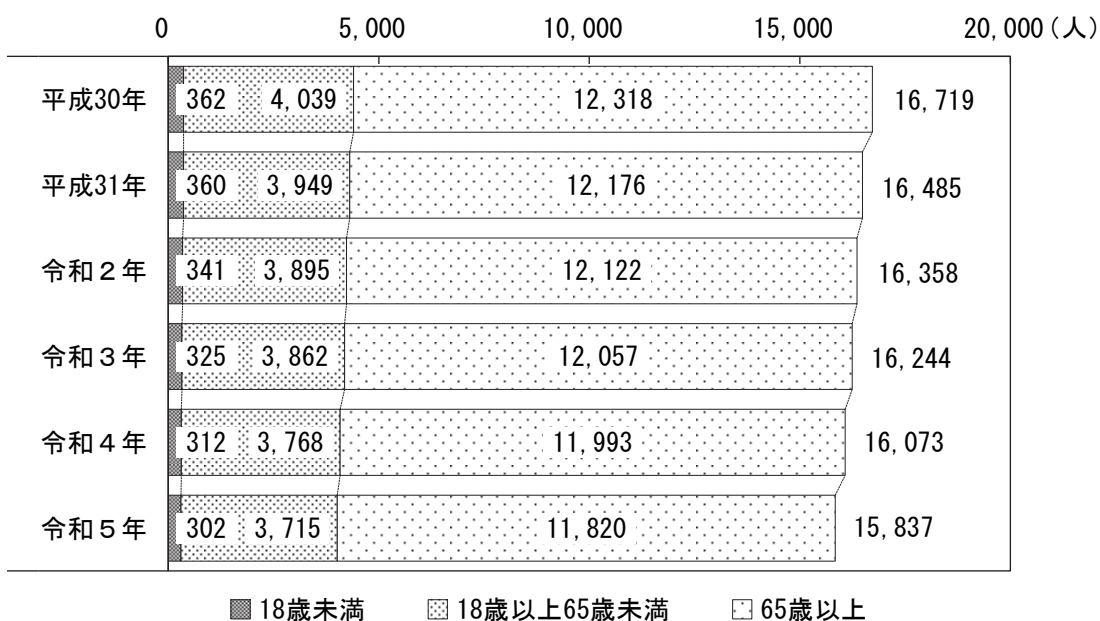
(2) 障がい者手帳等の所持者数

① 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能に障がいのある人に対して、都道府県または指定都市、中核市より交付されます。

令和5年3月31日現在、岐阜市の身体障害者手帳所持者は15,837人であり、減少傾向にあります。年齢階層別にみると、18歳未満は302人（1.9%）、18歳以上65歳未満は3,715人（23.5%）、65歳以上は11,820人（74.6%）となっています。

図表2-2 身体障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：岐阜市障がい福祉課

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が7,939人(50.1%)と最も多く、次いで、内部障がいが5,513人(34.8%)などとなっています。障がいの等級別では、重度障がい(1・2級)が7,701人と、全体の48.7%を占めています。

図表2-3 身体障害者手帳所持者の障がいの種類別・等級別構成(令和5年3月31日現在)

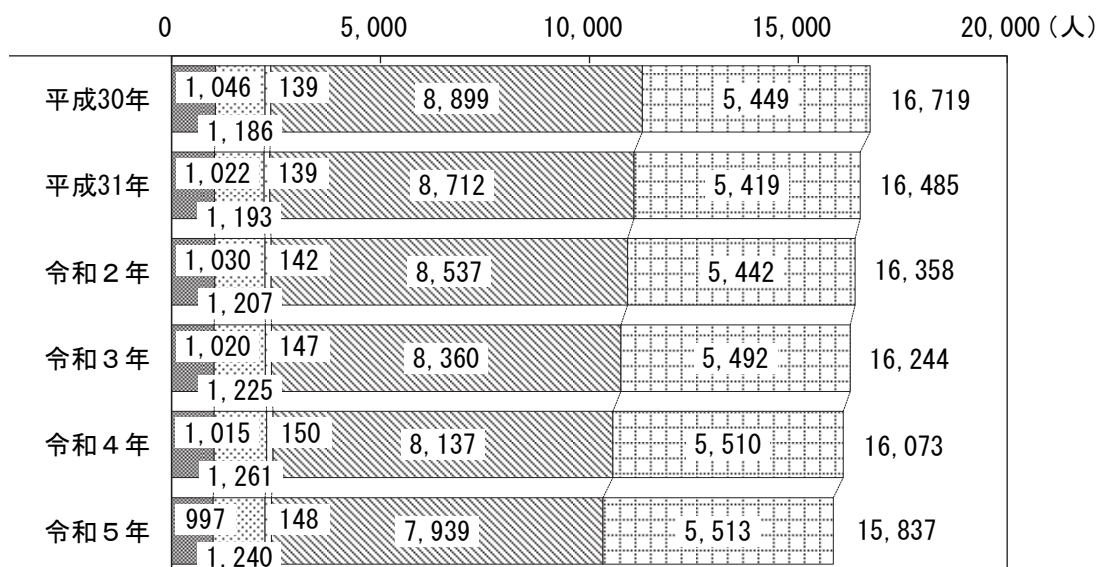
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合計 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-----|------|--------|
| 視覚障がい | 396 | 329 | 64 | 72 | 97 | 39 | 997 |
| | 39.7 | 33.0 | 6.4 | 7.2 | 9.7 | 3.9 | 100 |
| 聴覚・平衡 機能障がい | 64 | 284 | 178 | 284 | 10 | 420 | 1,240 |
| | 5.2 | 22.9 | 14.4 | 22.9 | 0.8 | 33.9 | 100 |
| 音声・言語 ・そしゃく 機能障がい | 2 | 7 | 84 | 55 | — | — | 148 |
| | 1.4 | 4.7 | 56.8 | 37.2 | — | — | 100 |
| 肢体不自由 | 1,650 | 1,963 | 1,847 | 1,490 | 674 | 315 | 7,939 |
| | 20.8 | 24.7 | 23.3 | 18.8 | 8.5 | 4.0 | 100 |
| 内部障がい | 2,917 | 89 | 1,507 | 1,000 | — | — | 5,513 |
| | 52.9 | 1.6 | 27.3 | 18.1 | — | — | 100 |
| 合計 | 5,029 | 2,672 | 3,680 | 2,901 | 781 | 774 | 15,837 |
| | 31.8 | 16.9 | 23.2 | 18.3 | 4.9 | 4.9 | 100 |

※上段の単位は人、下段は障がいの種類別ごとの等級別構成比(%)

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、視覚障がいと肢体不自由が減少傾向にあります。

図表2-4 身体障害者手帳所持者の障がいの種類別構成の推移（各年3月31日現在）

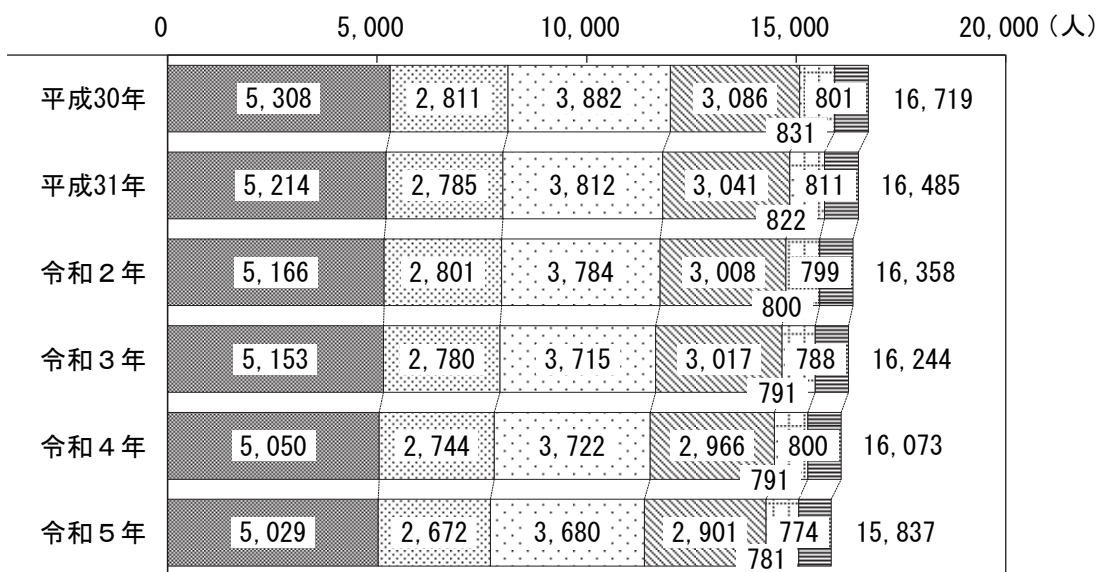


- 視覚障がい
- 聴覚・平衡機能障がい
- 音声・言語・そしゃく機能障がい
- 肢体不自由
- 内部障がい

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級も減少傾向にあります。

図表2-5 身体障害者手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年3月31日現在）



- 1級
- 2級
- 3級
- 4級
- 5級
- 6級

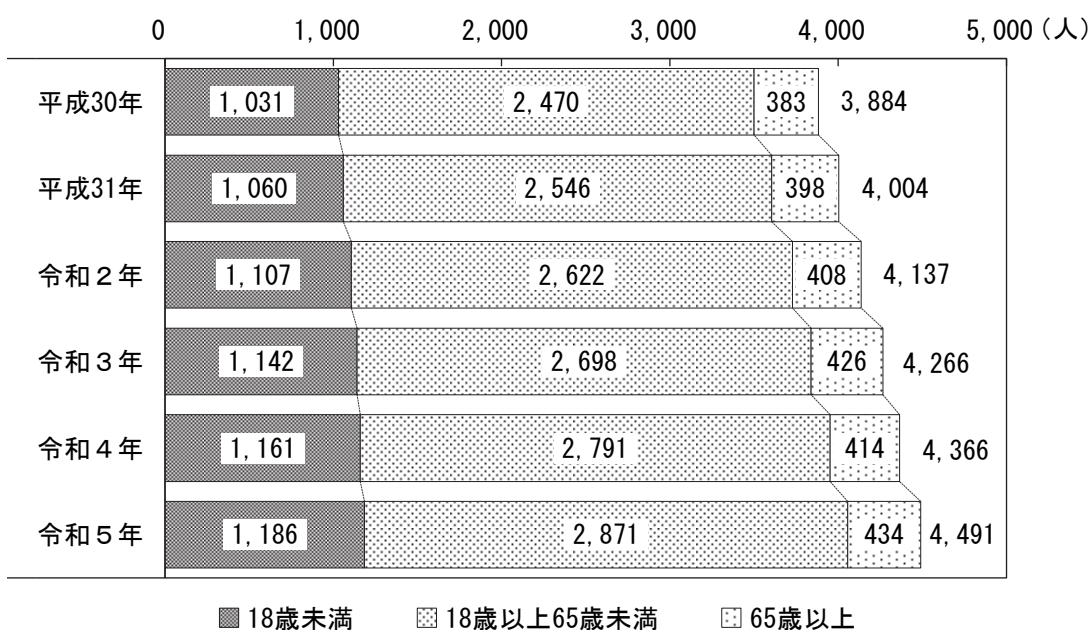
資料：岐阜市障がい福祉課

② 療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

令和5年3月31日現在、岐阜市の療育手帳所持者は4,491人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は1,186人（26.4%）、18歳以上65歳未満は2,871人（63.9%）、65歳以上は434人（9.7%）となっています。

図表2-6 療育手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：岐阜市障がい福祉課

令和5年3月31日現在の療育手帳所持者数を等級別にみると、最重度・重度（A・A1・A2）の障がいは1,665人で、全体の37.1%となっています。

図表2-7 療育手帳所持者の等級別構成（令和5年3月31日現在）

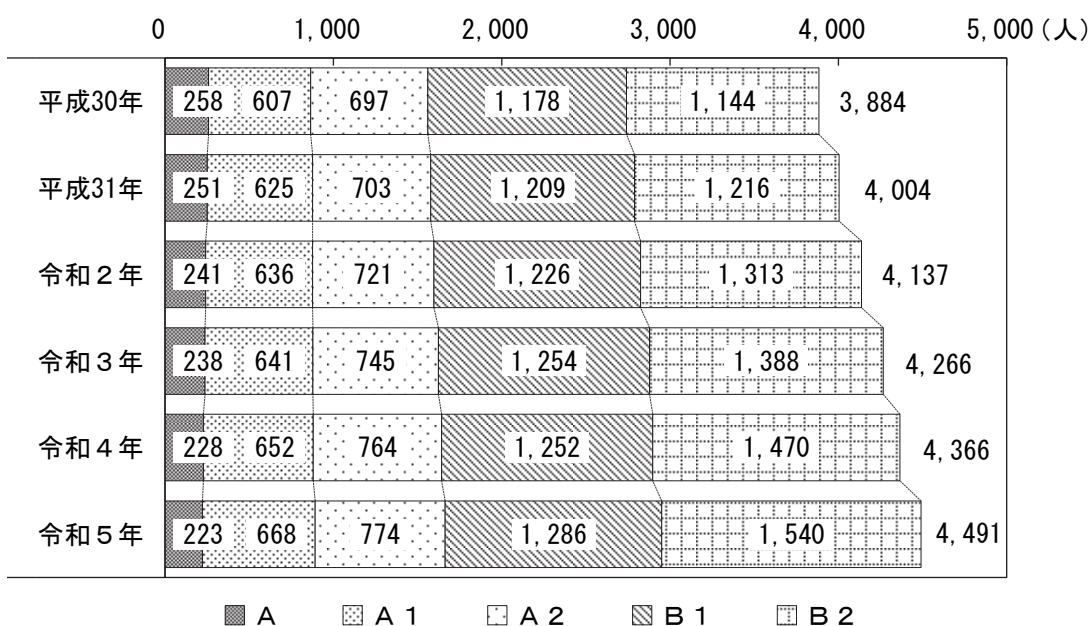
| | A | A1 | A2 | B1 | B2 | 合計 |
|----------------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 18歳未満 | — | 128 | 178 | 191 | 689 | 1,186 |
| | — | 10.8 | 15.0 | 16.1 | 58.1 | 100 |
| 18歳以上 65歳未満 | 122 | 532 | 538 | 858 | 821 | 2,871 |
| | 4.2 | 18.5 | 18.7 | 29.9 | 28.6 | 100 |
| 65歳以上 | 101 | 8 | 58 | 237 | 30 | 434 |
| | 23.3 | 1.8 | 13.4 | 54.6 | 6.9 | 100 |
| 合計 | 223 | 668 | 774 | 1,286 | 1,540 | 4,491 |
| | 5.0 | 14.9 | 17.2 | 28.6 | 34.3 | 100 |

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比(%)

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの等級別に療育手帳所持者数の推移をみると、AをA1・A2に分けた制度変更に伴うAを除き、いずれの等級も増加傾向にあります。

図表2-8 療育手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年3月31日現在）



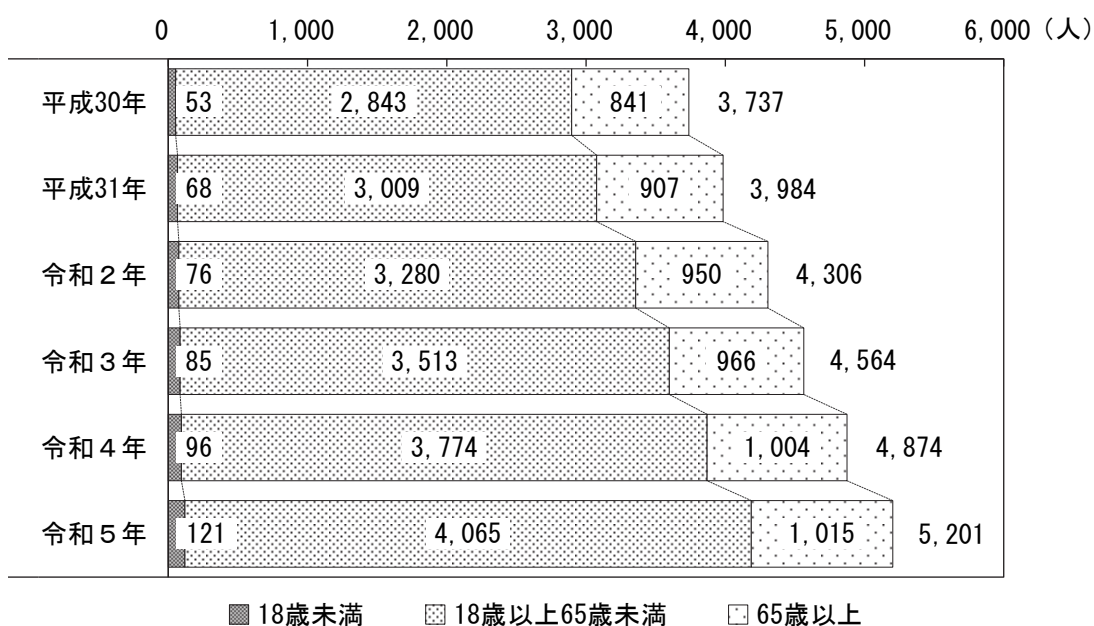
資料：岐阜市障がい福祉課

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、統合失調症やてんかん、気分障がい（双極性障がい等）、高次脳機能障がいなどにより、一定の精神障がいの状態にあると認定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

令和5年3月31日現在、岐阜市の精神障害者保健福祉手帳所持者は5,201人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は121人（2.3%）、18歳以上65歳未満は4,065人（78.2%）、65歳以上は1,015人（19.5%）となっています。

図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：岐阜市地域保健課

令和5年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別に見ると、1・2級が4,490人で、全体の86.3%となっています。

図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成（令和5年3月31日現在）

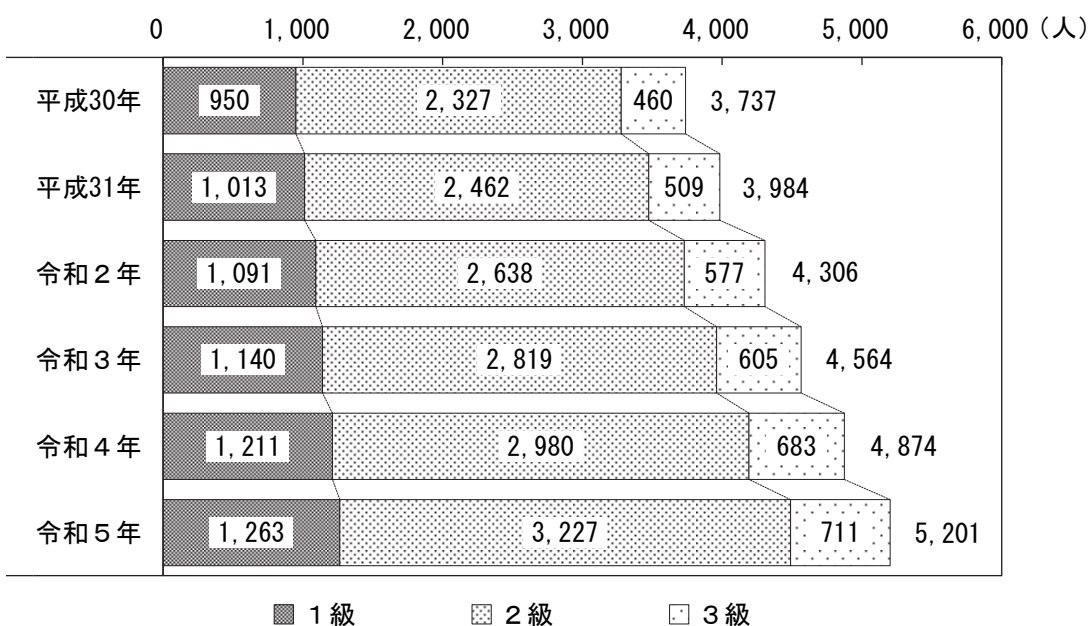
| | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 合 計 |
|----------------|-------|-------|------|-------|
| 18歳未満 | 34 | 69 | 18 | 121 |
| | 28.1 | 57.0 | 14.9 | 100 |
| 18歳以上 65歳未満 | 766 | 2,660 | 639 | 4,065 |
| | 18.8 | 65.4 | 15.7 | 100 |
| 65歳以上 | 463 | 498 | 54 | 1,015 |
| | 45.6 | 49.1 | 5.3 | 100 |
| 合 計 | 1,263 | 3,227 | 711 | 5,201 |
| | 24.3 | 62.0 | 13.7 | 100 |

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比(%)

資料：岐阜市地域保健課

障がいの等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級も増加傾向にあります。

図表2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年3月31日現在）



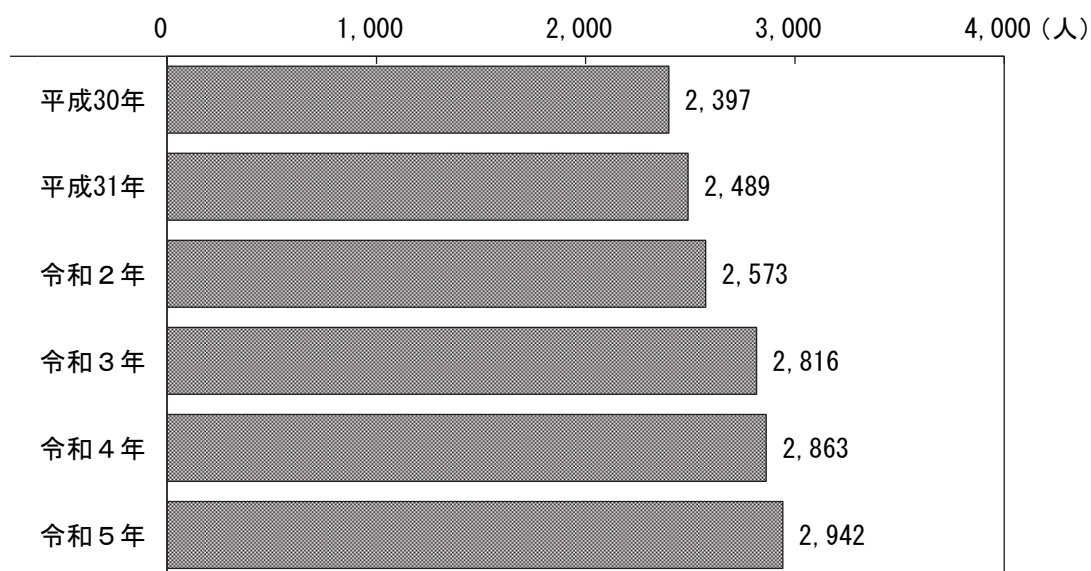
資料：岐阜市地域保健課

④ 難病患者

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち国が指定する特定の疾病の患者に対して、医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」(以下「難病法」といいます。)における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

令和5年3月31日現在、岐阜市の特定医療費(指定難病)の受給者は2,942人であり、増加傾向にあります。なお、特定医療費(指定難病)は338の疾病が対象となっていますが、障害者総合支援法では366の疾病が対象となっています。

図表2-12 特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の推移(各年3月31日現在)



※対象は、平成27年1月に56疾病から110疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には338疾病に拡大

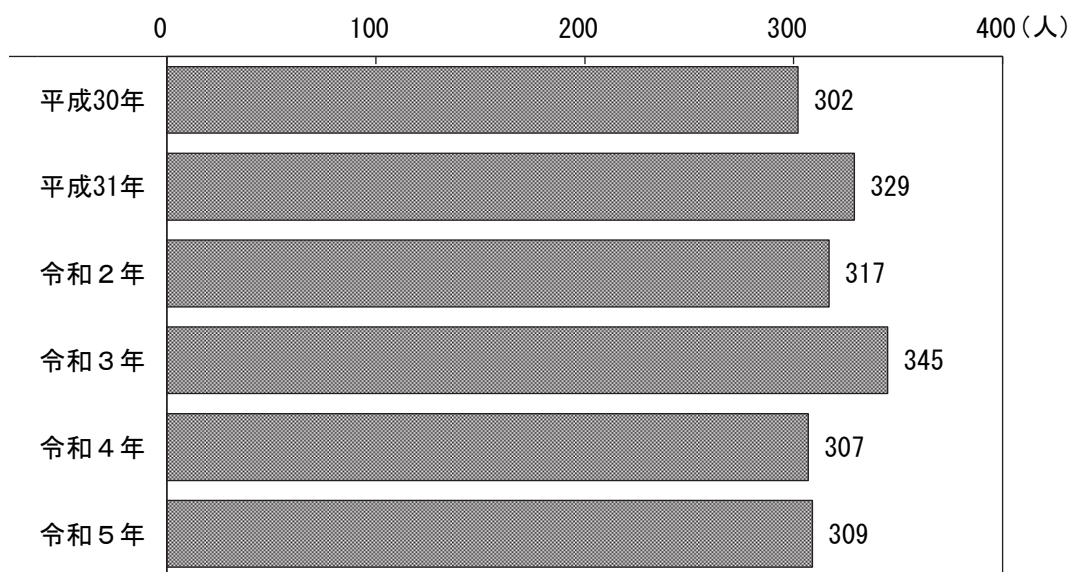
資料：岐阜市地域保健課

⑤ 小児慢性特定疾病患者

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。

令和5年3月31日現在、岐阜市の小児慢性特定疾病医療費の受給者は309人であり、ほぼ横ばい傾向にあります。

図表2-13 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移（各年3月31日現在）



※対象は、平成27年1月に514疾病から704疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には788疾病に拡大

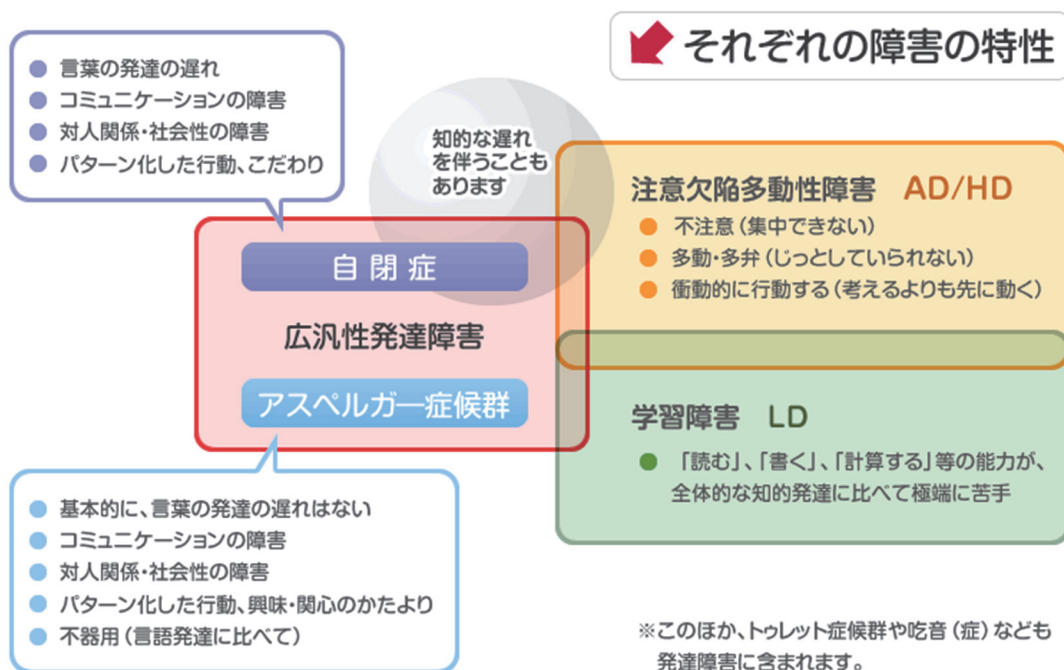
資料：岐阜市子ども支援課

⑥ 発達障がいのある人

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障がいではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障がいと呼ばれることもあります。

発達障がいのある人は、知的障がいを伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいます。このように、発達障がいのある人の数を正確に把握することは困難な状況であるため、人口のおおむね1割程度とも推計されています。

今後、関係する団体とともに、発達障がいのある人の数を把握する手法について研究し、必要に応じて、発達障がいのある人の障がい認定のあり方等について国に要望していきます。



資料：政府広報オンライン

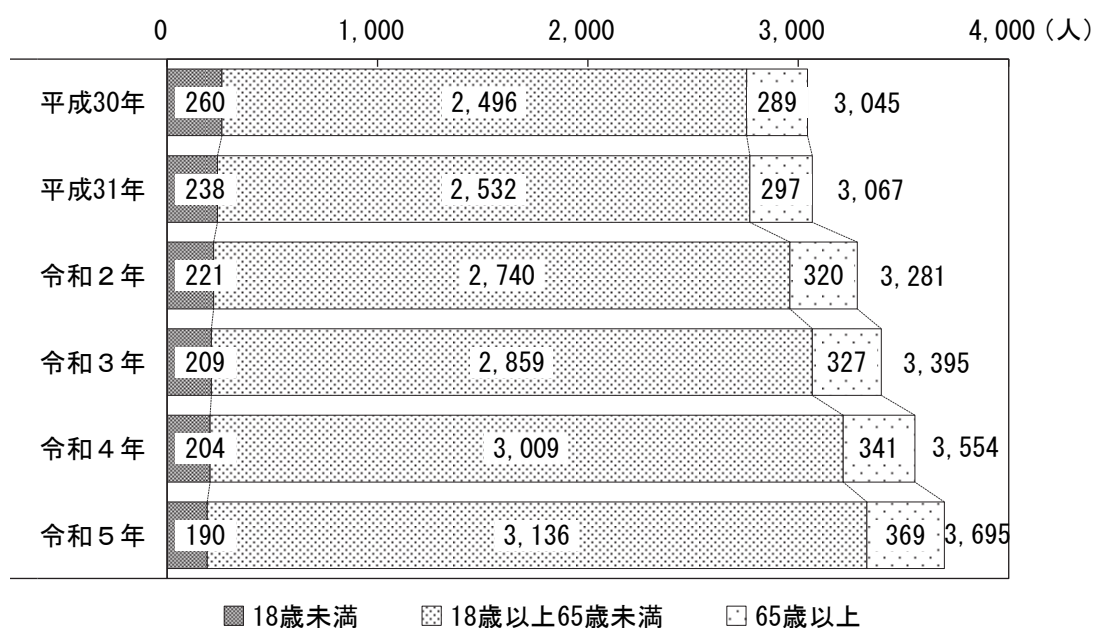
(3) サービスの利用者数

① 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。

令和5年4月1日現在、岐阜市の障害福祉サービス支給決定者は3,695人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は190人（5.1%）、18歳以上65歳未満は3,136人（84.9%）、65歳以上は369人（10.0%）となっています。

図表2-14 障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年4月1日現在）



資料：岐阜市障がい福祉課

② 障害支援区分認定者

障害福祉サービスのうち、図表2-15のサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要となります。障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1から6までとなっています。令和5年4月1日現在、岐阜市の障害支援区分認定者は2,114人であり、障害福祉サービス支給決定者数の57.2%を占めています（図表2-16）。

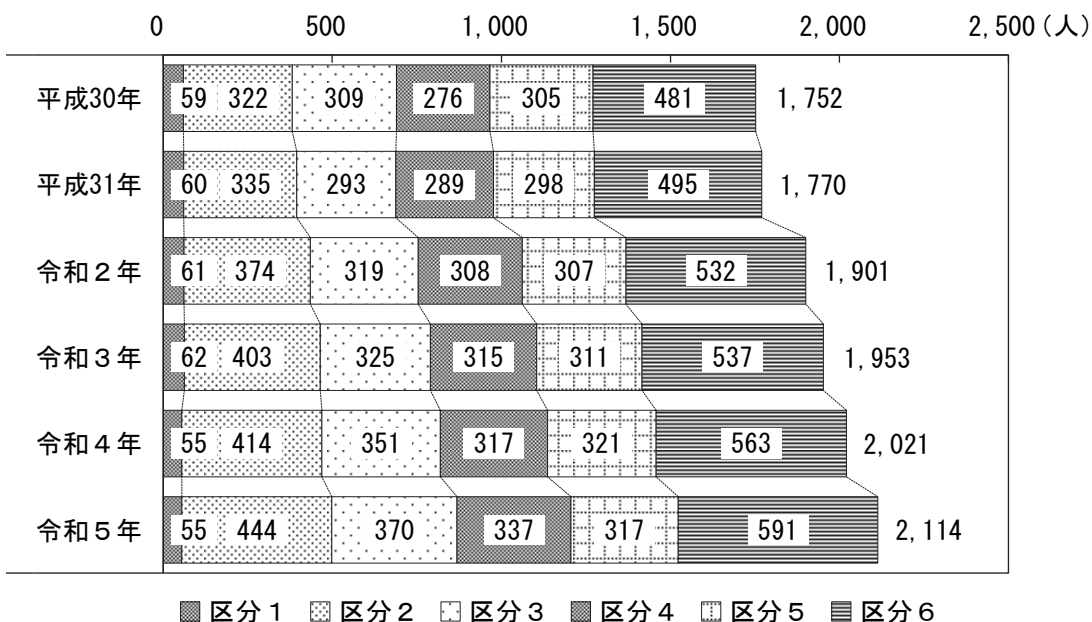
障害支援区分認定者は、18歳以上の障がいのある人です。18歳未満の障がいのある児童は、発達段階にあり、時間の経過とともに障がいの状態が変化すること、乳児期は通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど、検討課題が多く、現段階では使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていません。

図表2-15 障害支援区分の認定が必要なサービス

| サービス名 | 該当区分 |
|-----------------|-----------------------------|
| 居宅介護 | 区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上） |
| 重度訪問介護 | 区分4以上 |
| 行動援護 | 区分3以上 |
| 重度障害者等包括支援 | 区分6 |
| 生活介護 | 区分3以上（50歳以上は区分2以上） |
| 療養介護 | 区分5以上 |
| 短期入所 | 区分1以上 |
| 施設入所支援 | 区分4以上（50歳以上は区分3以上） |
| 共同生活援助（グループホーム） | 入浴、排泄又は食事等の介護を伴う場合、区分認定が必要 |

※サービスの利用にあたっては、区分の認定に加え、該当条件がある場合もあります。

図表2-16 障害支援区分認定者数の推移（各年4月1日現在）

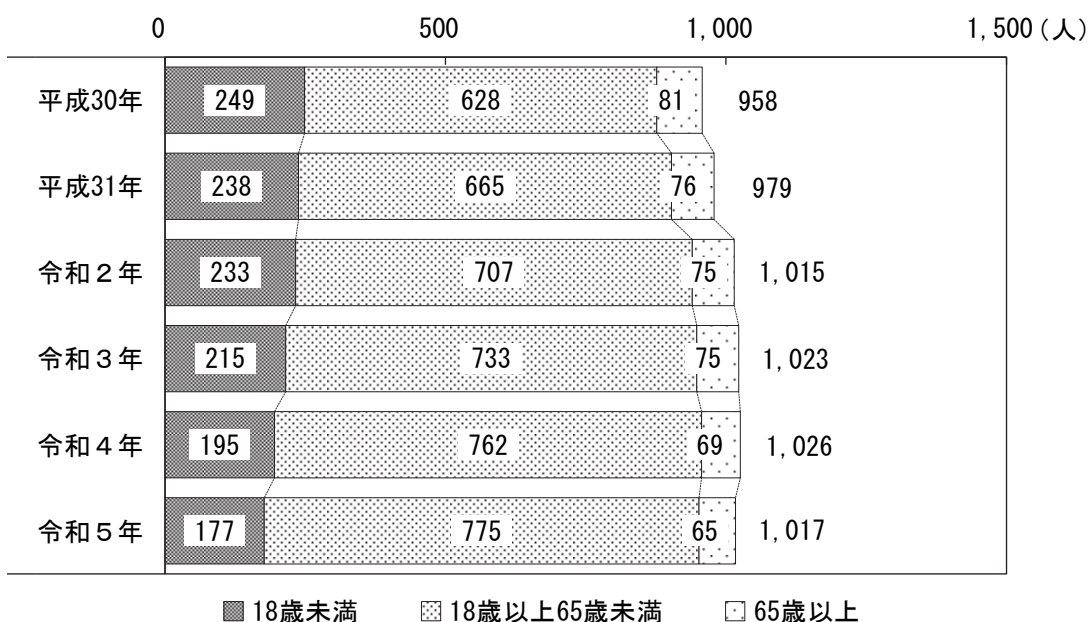


資料：岐阜市障がい福祉課

③ 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業や地域活動支援センター（Ⅱ型・Ⅲ型）事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業を利用するためには、サービスの利用決定と受給者証の交付を受けなければなりません。令和5年4月1日現在、岐阜市の地域生活支援事業利用決定者は1,017人であり、障害福祉サービス支給決定者数の27.5%となっています。

図表2-17 地域生活支援事業利用決定者数の推移（各年4月1日現在）



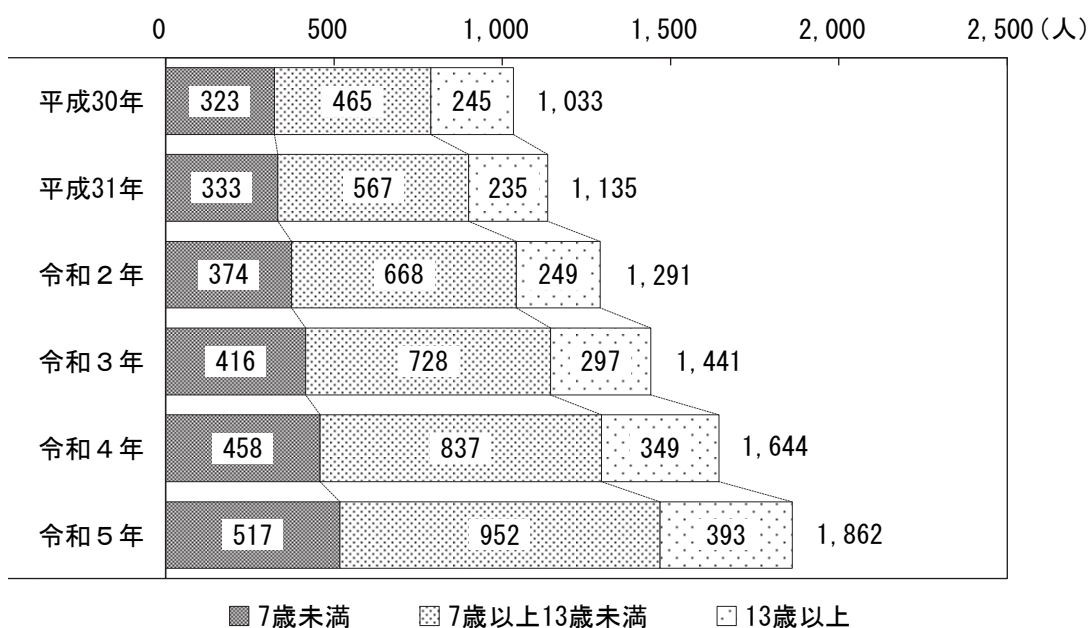
資料：岐阜市障がい福祉課

④ 障害児通所支援支給決定者

障害児通所支援サービスを利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年4月1日現在、岐阜市の障害児通所支援支給決定者は1,862人であり急増しています。

障がい者手帳等を所持していない児童については、医師の診断書や岐阜市子ども・若者総合支援センターからの意見書を参考に支給決定を行っています。

図表2-18 障害児通所支援支給決定者数の推移（各年4月1日現在）



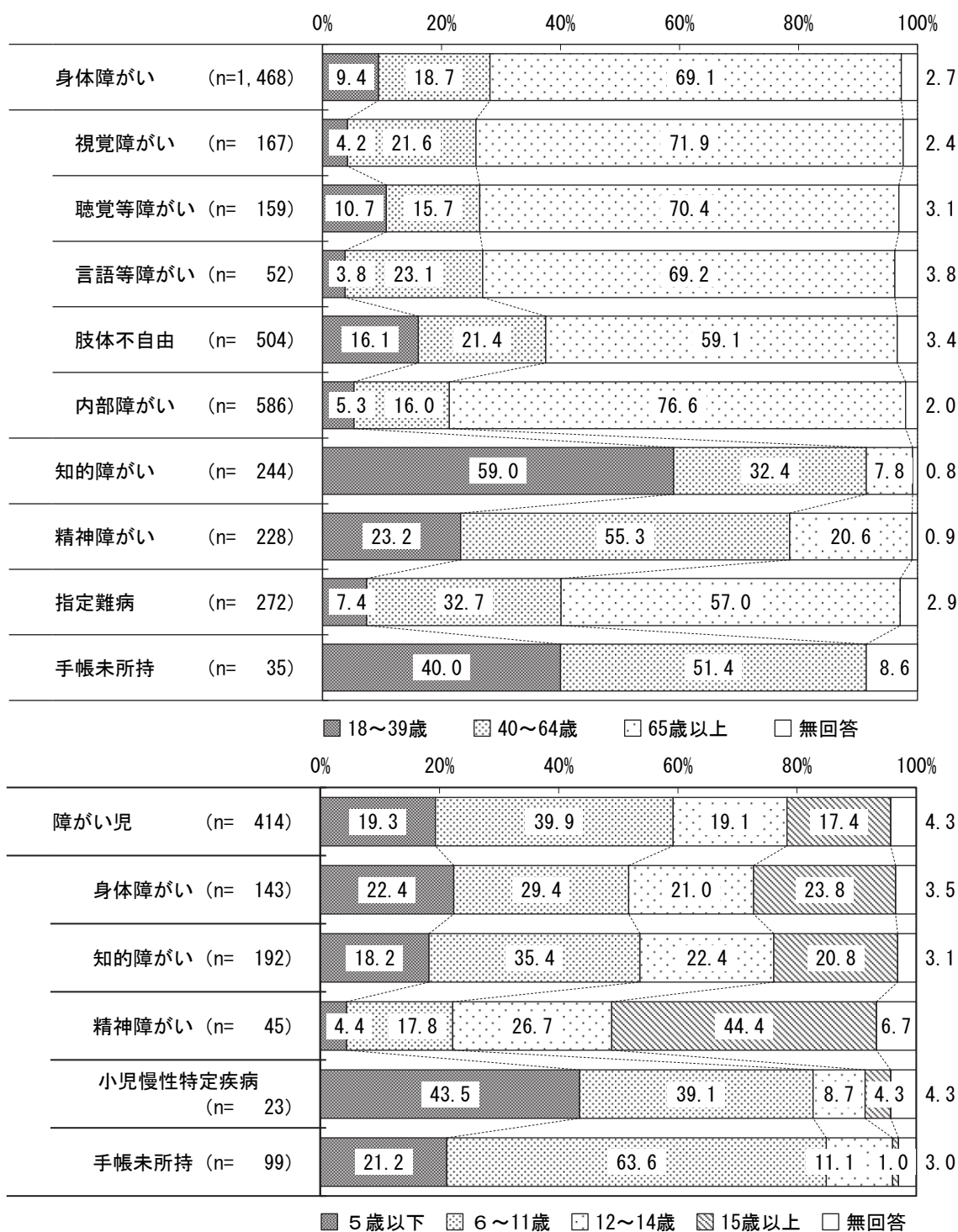
資料：岐阜市障がい福祉課

2 障がいのある人の現状とニーズ

ここでは、障がいのある人への実態調査や障がい者関係団体等との意見交換により把握した障がいのある人の現状とニーズについて示します。

(1) 実態調査結果の概要

図表2-19 回答者の年齢

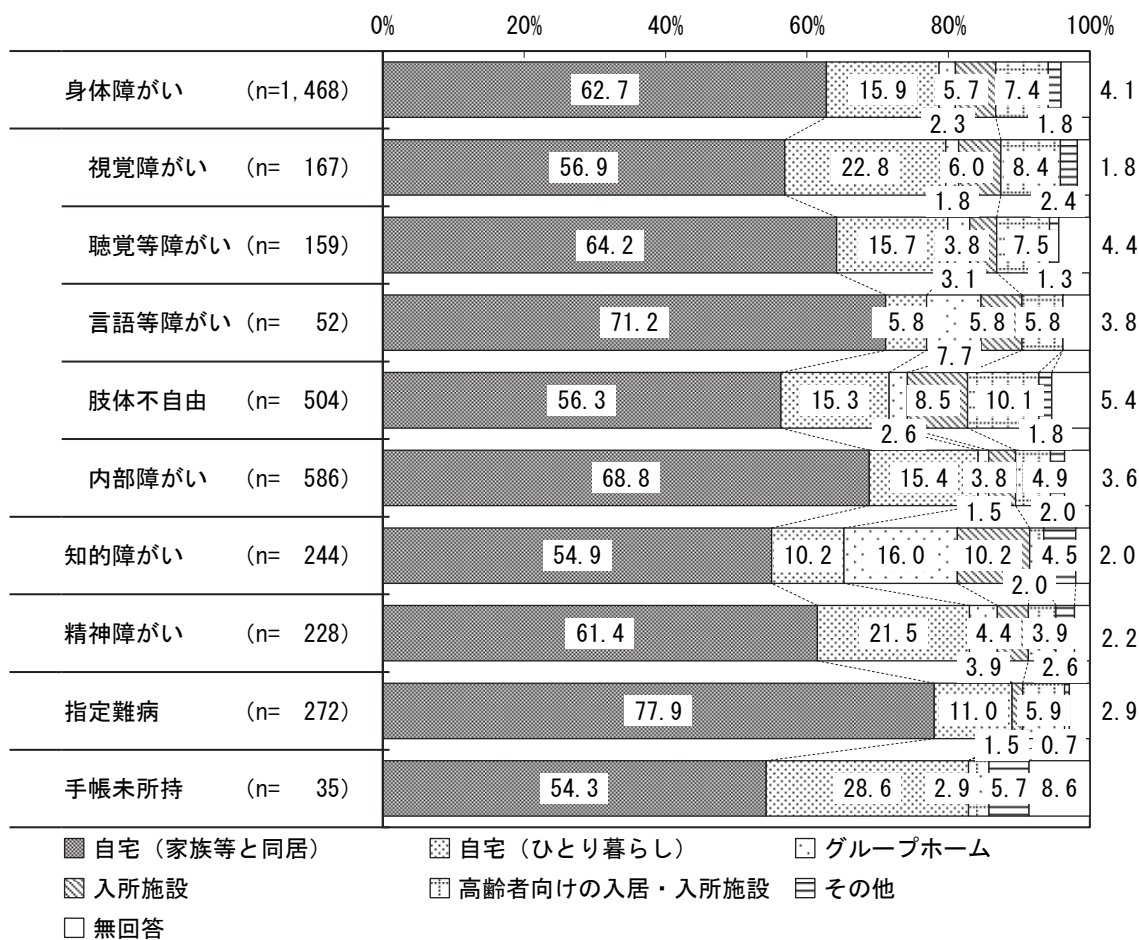


(2) 今後の住まいの希望

今後の住まいの希望としては、いずれも「自宅(家族等と同居)」が最も高くなっていますが、その割合は障がいの種類によって異なります。

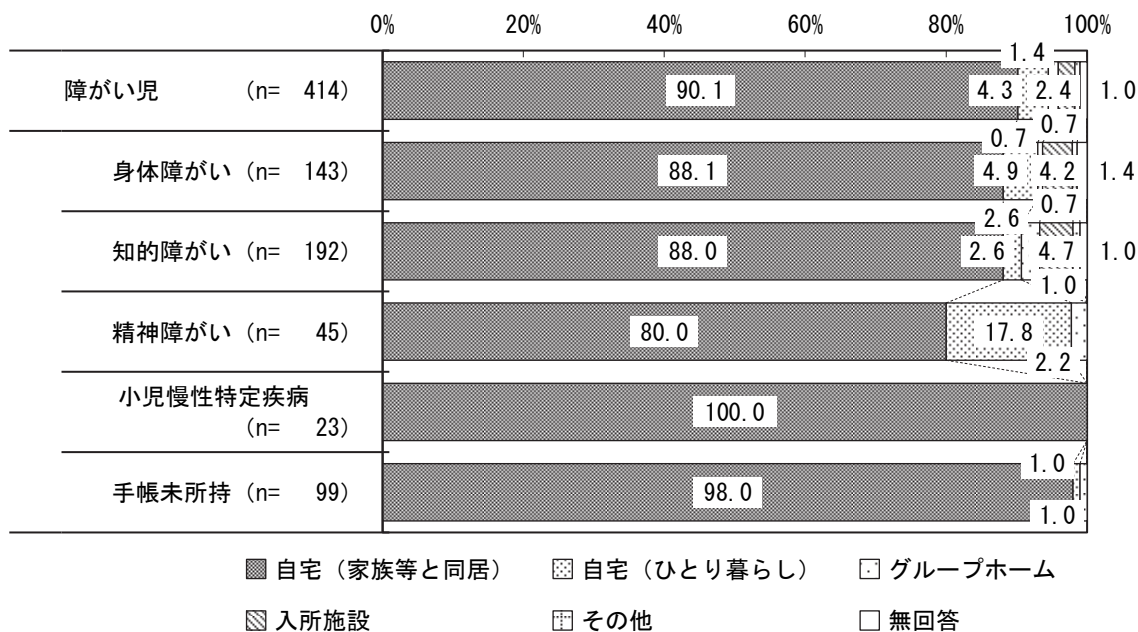
また、知的障がいのある人では「グループホーム」の希望、視覚や精神に障がいのある人などでは「自宅(ひとり暮らし)」の希望が、比較的高くなっています。

図表2-20 今後の住まいの希望



障がいのある児童でも、「自宅(家族等と同居)」が最も高く、9割に及んでいます。

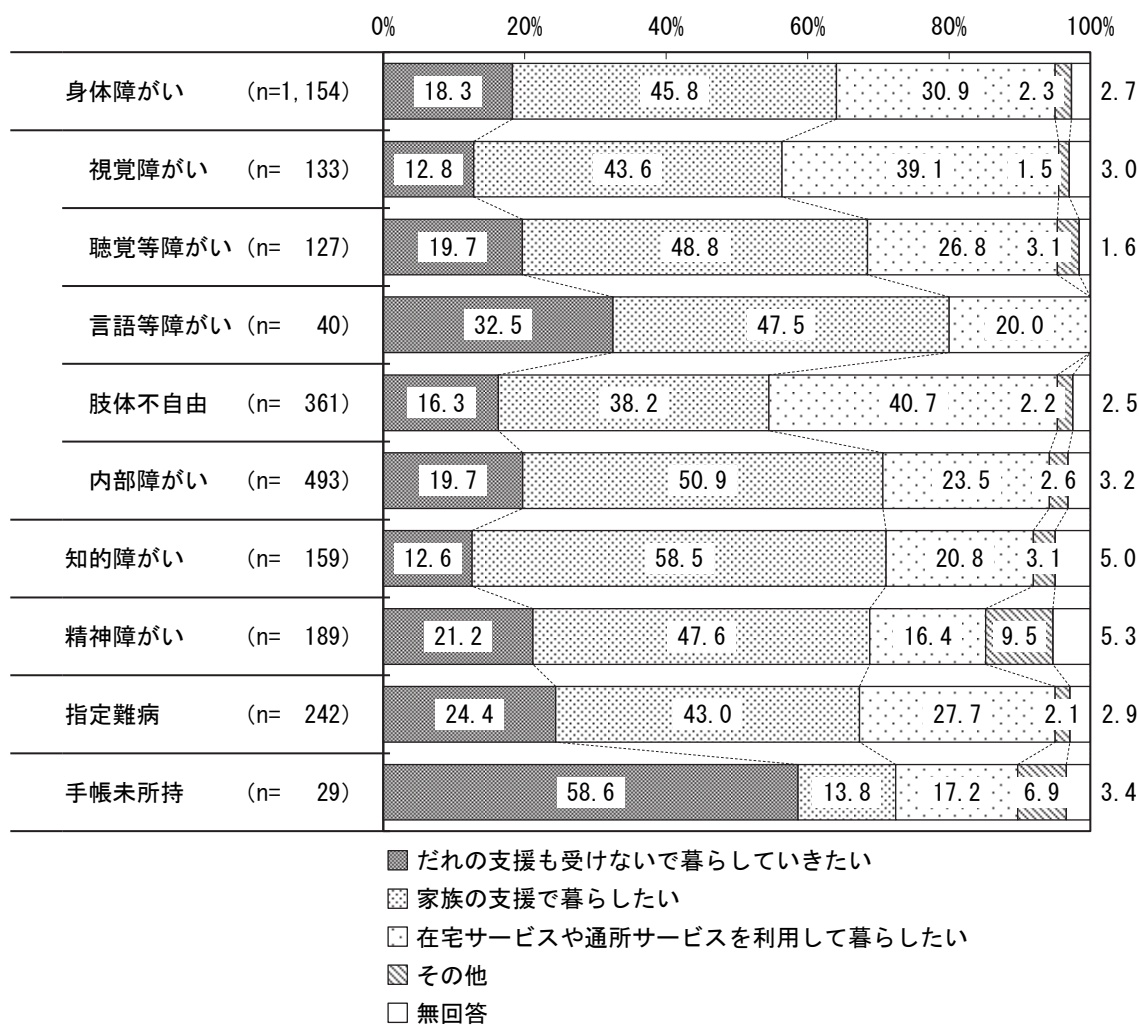
図表2-21 今後の住まいの希望(障がい児)



(3) 今後の自宅での暮らし方

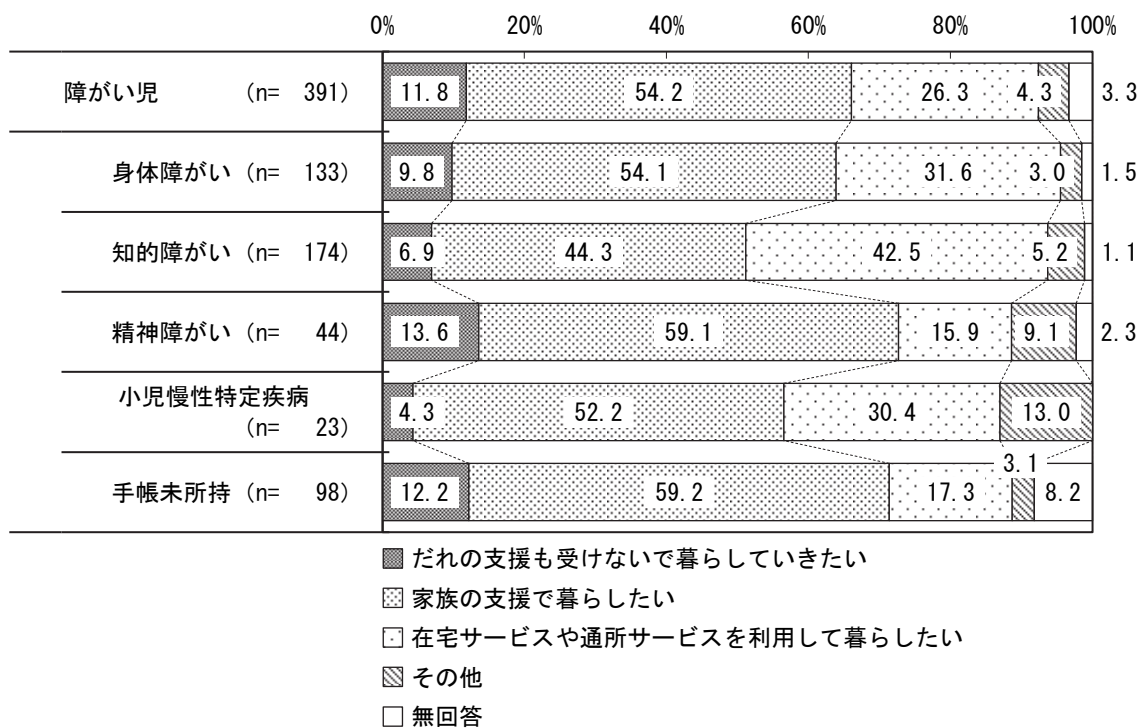
今後、自宅で暮らしたい（家族等と同居、または、ひとり暮らししたい）人の暮らし方としては、肢体不自由者などを除き、「家族の支援で暮らしたい」が4割以上を占めて最も高くなっています。肢体不自由者では「在宅サービスや通所サービスを利用して暮らしたい」が最も高くなっています。

図表2-22 今後の自宅での暮らし方



障がいのある児童では、「家族の支援で暮らしたい」が最も高く、5割を超えています。

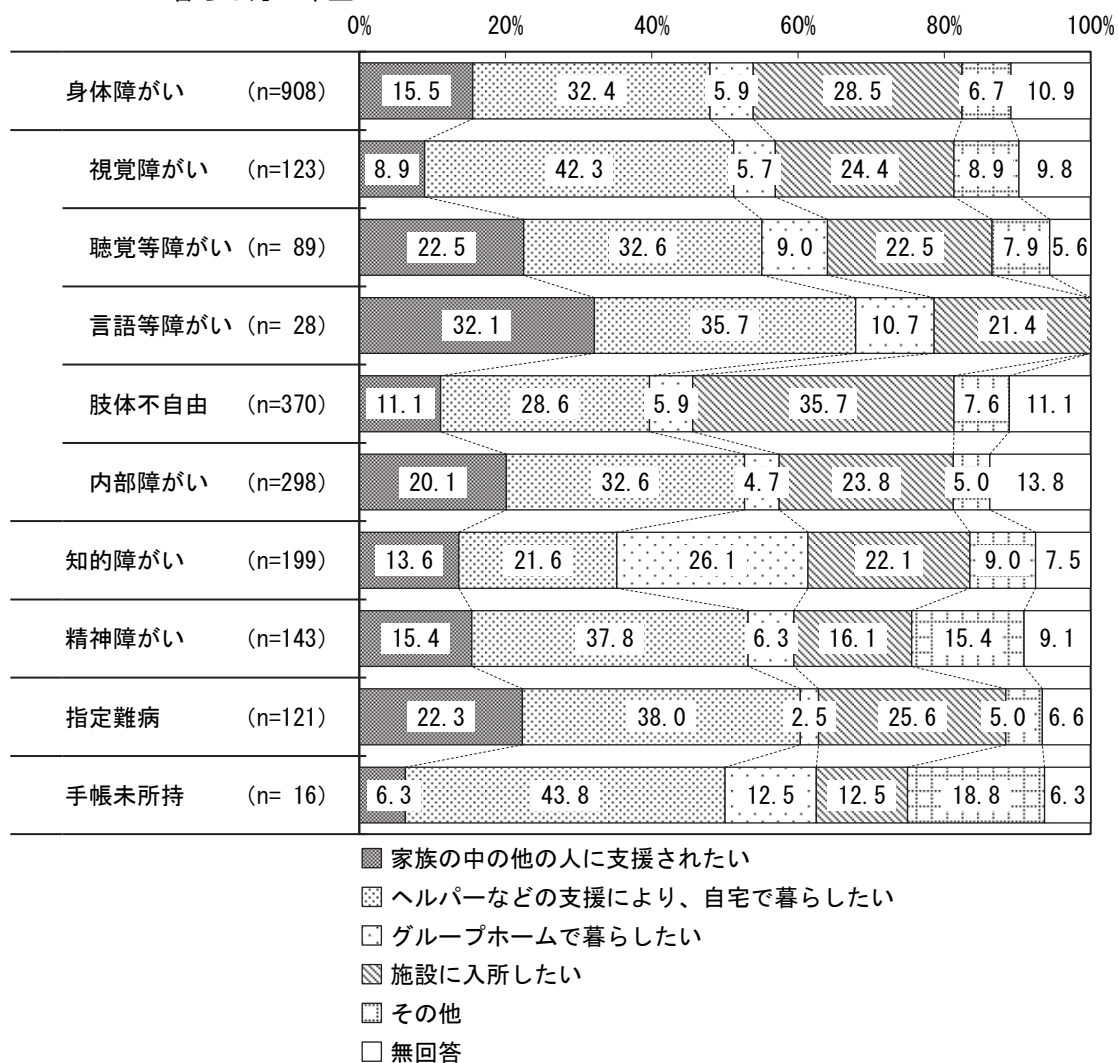
図表2-23 今後の自宅での暮らし方（障がい児）



(4) 親なき後等の暮らし方の希望と対策

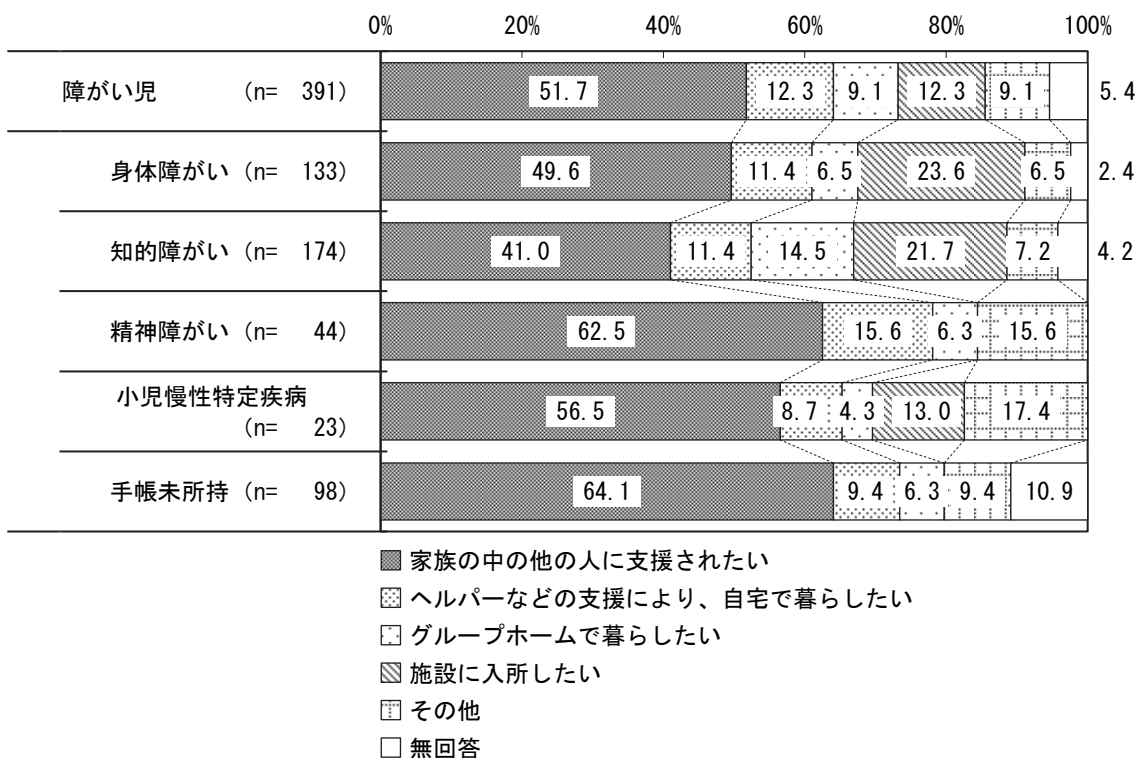
いつも支援してくれる人が高齢、病気等により、支援してもらえなくなった場合の暮らし方の希望としては、肢体不自由者と知的障がいのある人以外では、「ヘルパーなどの支援により、自宅で暮らしたい」が3割以上を占めて最も高くなっています。肢体不自由者では「施設に入所したい」、知的障がいのある人では「グループホームで暮らしたい」が最も高くなっています

図表2-24 いつも支援してくれる方が高齢、病気等により、支援してもらえなくなった場合の暮らし方の希望



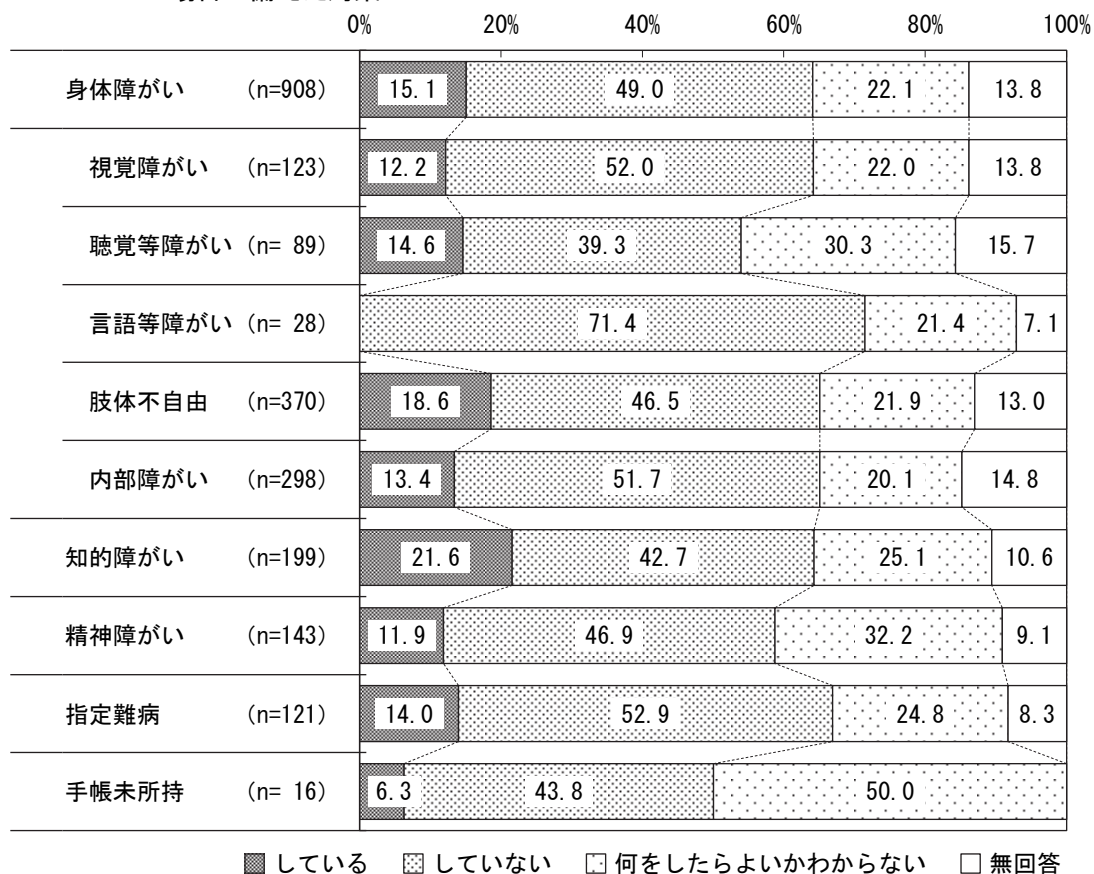
障がいのある児童では、「家族の中の他の人に支援されたい」が最も高く、5割を超えています。

図表2-25 いつも支援してくれる方が高齢、病気等により、支援してもらえなくなった場合の暮らし方の希望（障がい児）



いつも支援してくれる人が高齢、病気等により、支援してもらえなくなった場合の対策をしているのは、知的障がいのある人以外で2割を下回っています。対策をしていないのが4割以上を占めるほか、「何をしたらよいかわからない」も2割から3割を占めています。

図表2-26 いつも支援してくれる方が高齢、病気などにより、将来支援してもらえなくなった場合に備えた対策



親なき後等の対策例

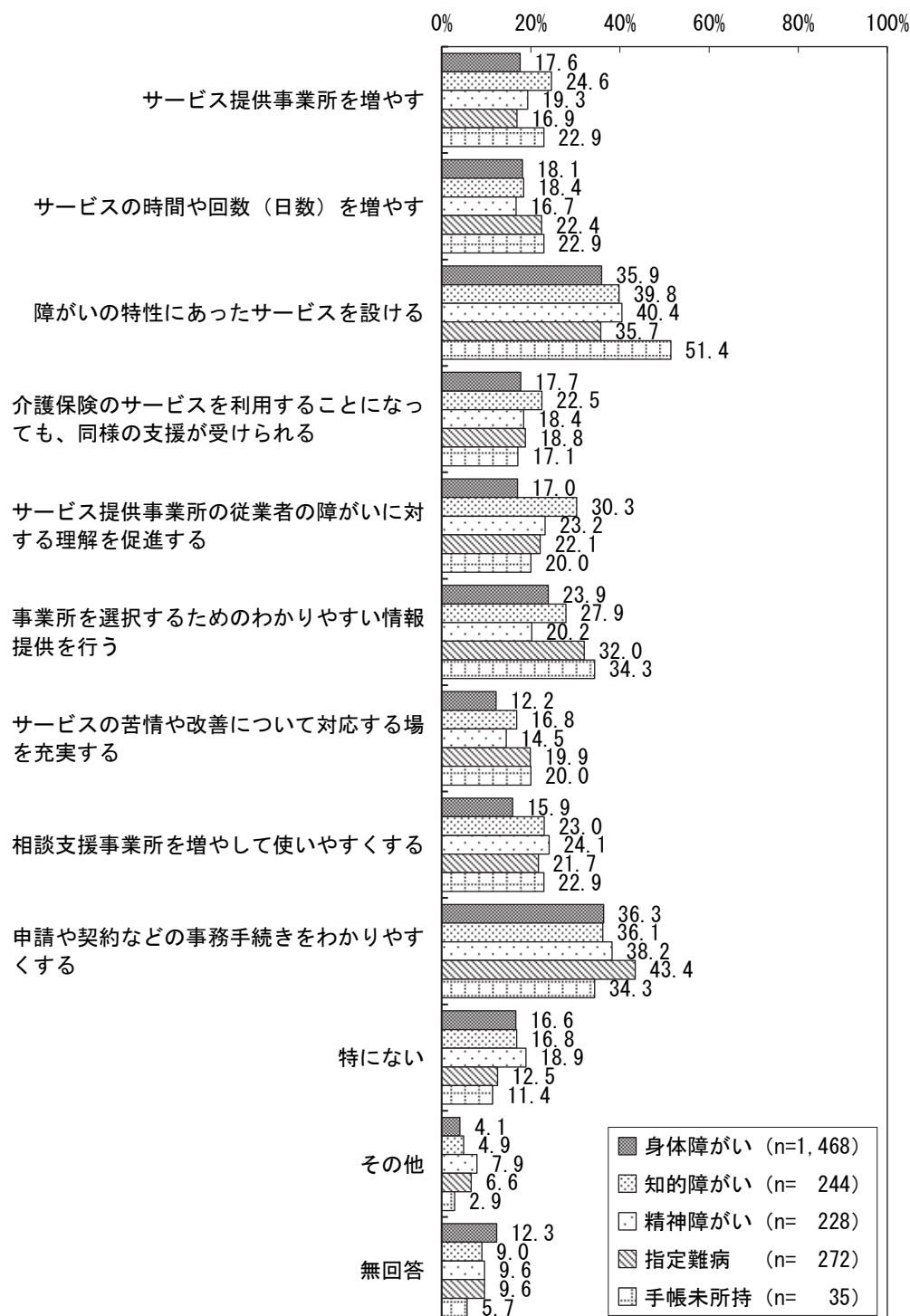
親なき後等の対策例として、次のような記述がありました。

- ・現在利用している事業所に、どこかほかに引き継いでもらえるよう頼みである。
- ・ショートステイを使って施設に慣れる。ヘルパーさんや看護師さんに知ってもらう。
- ・グループホームの見学。
- ・福祉ホームに入って練習中。
- ・入所施設に申し込み。
- ・成年後見を利用している。
- ・将来、生活していくのに困らないように預金している。
- ・財産管理。
- ・社協でのお金の管理。
- ・薬の確認をしたり、家具の更新をしている。
- ・できることを増やせるように努力している。

(5) 障がいのある人へのサービスに関するニーズ

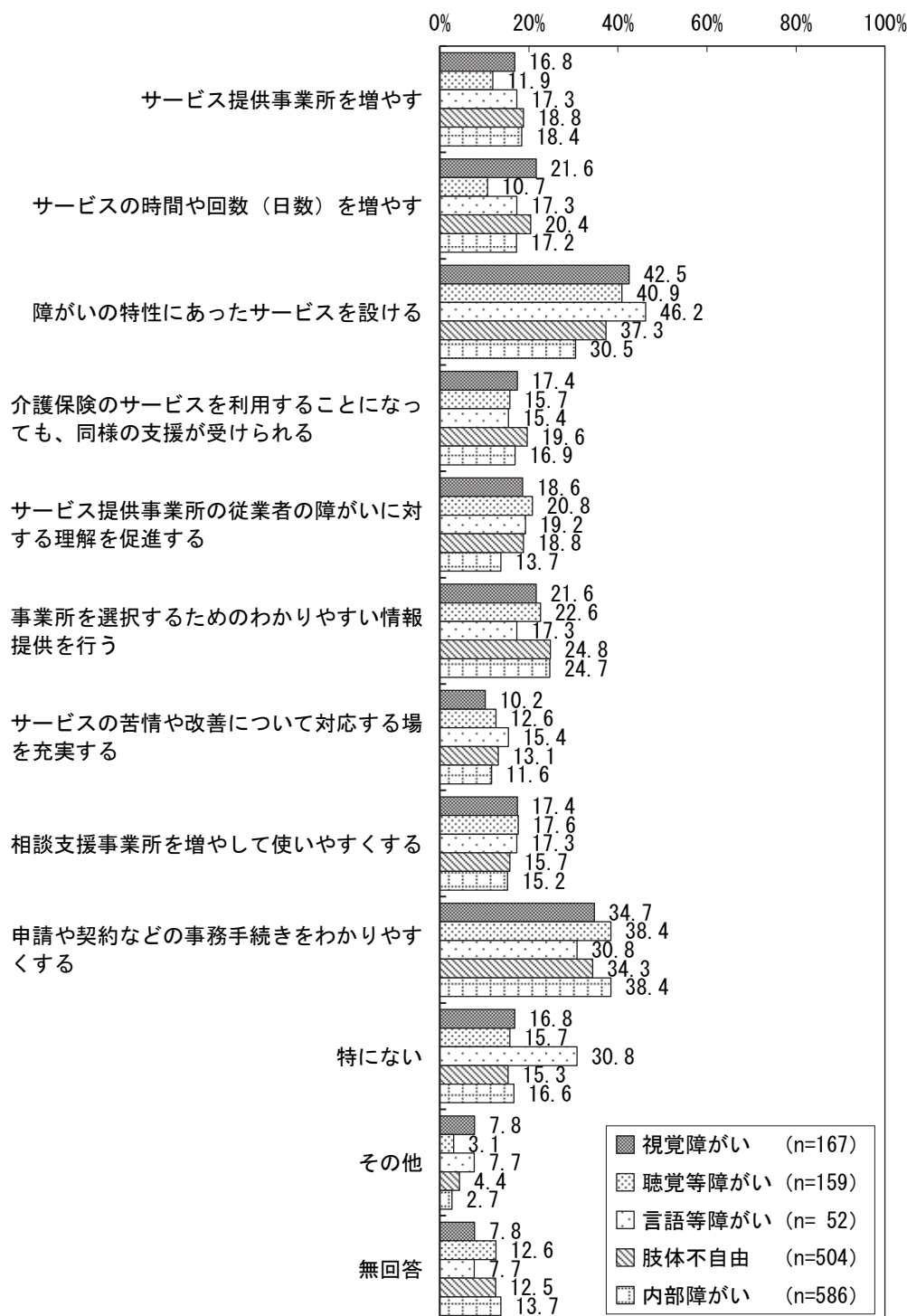
障がいのある人へのサービスをよりよいものにして生活を充実させるためには、身体に障がいのある人と指定難病患者では「申請や契約などの事務手続きをわかりやすくする」、知的や精神に障がいのある人などでは「障がいの特性にあったサービスを設ける」が最も高いなど、障がいの種類によって異なります。

図表2-27 サービスをよりよいものにして生活を充実させるために必要なこと（複数回答可）



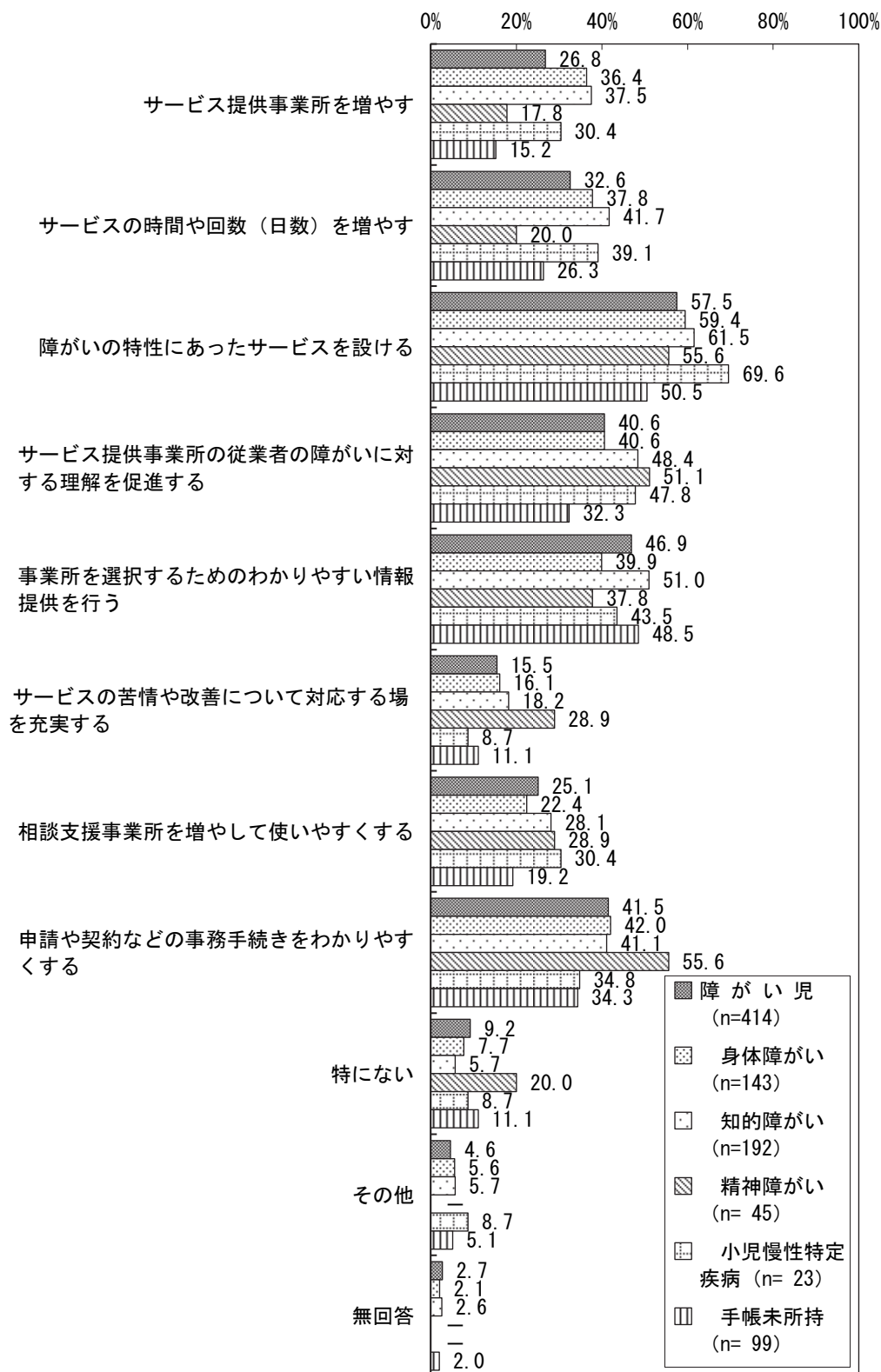
身体に障がいのある人の中では、内部障がいのある人以外は、「障がいの特性にあったサービスを設ける」が4割前後を占めて最も高くなっています。

図表2-28 サービスをよりよいものにして生活を充実させるために必要なこと（身体障がいの種類別、複数回答可）



障がいのある児童では、「障がいの特性にあったサービスを設ける」が最も高く、5割を超えています。

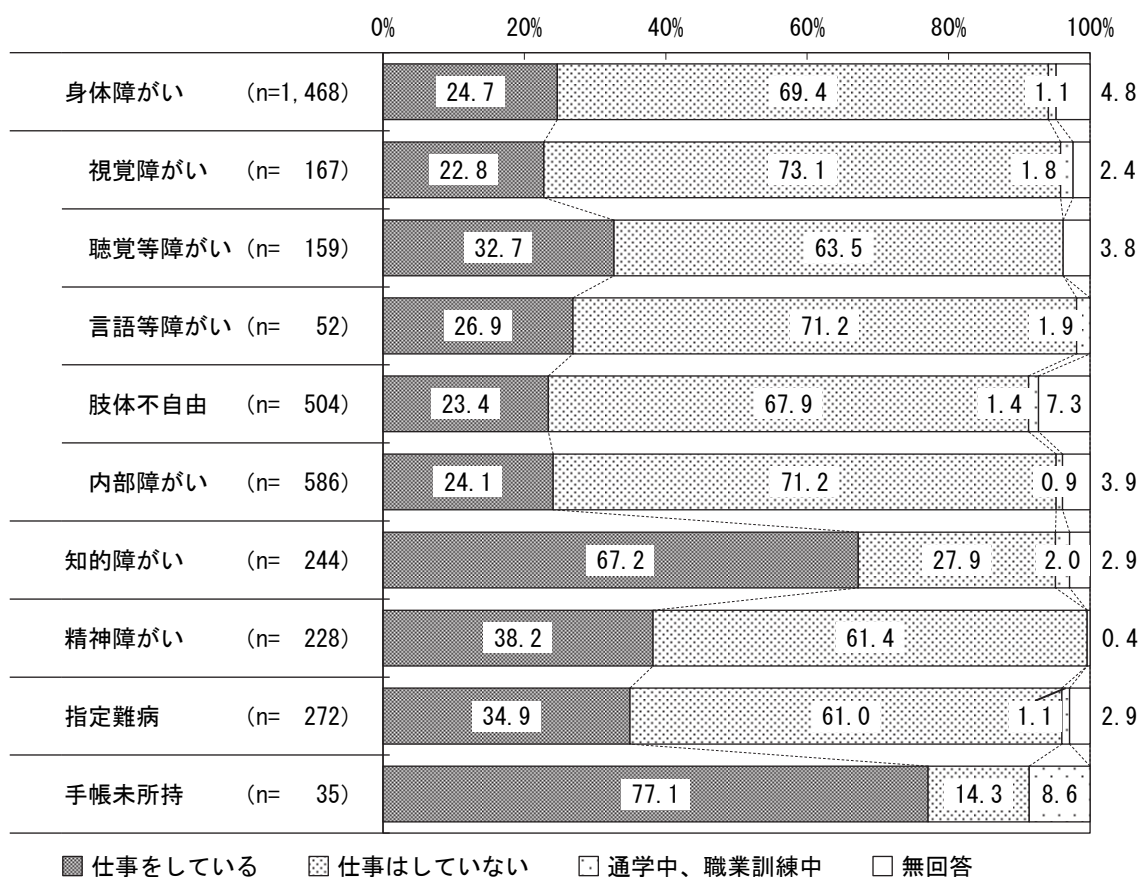
図表2-29 サービスをよりよいものにして生活を充実させるために必要なこと（障がい児、複数回答可）



(6) 就労の状況と希望

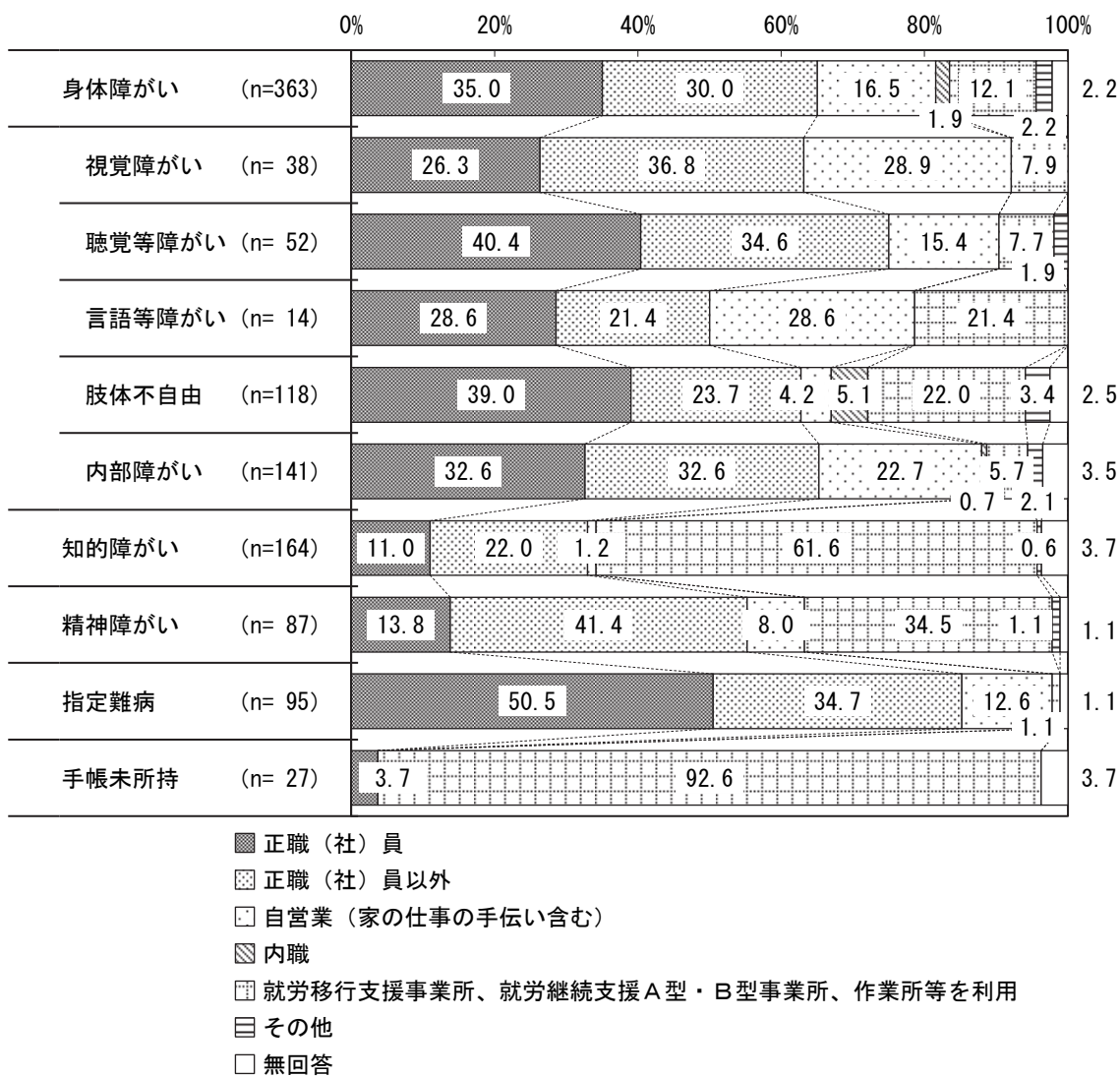
就労状況としては、福祉的就労を含め、「仕事をしている」障がいのある人は、知的障がいのある人では6割以上あるものの、身体や精神に障がいのある人、指定難病患者では4割を下回っています。

図表2-30 就労状況



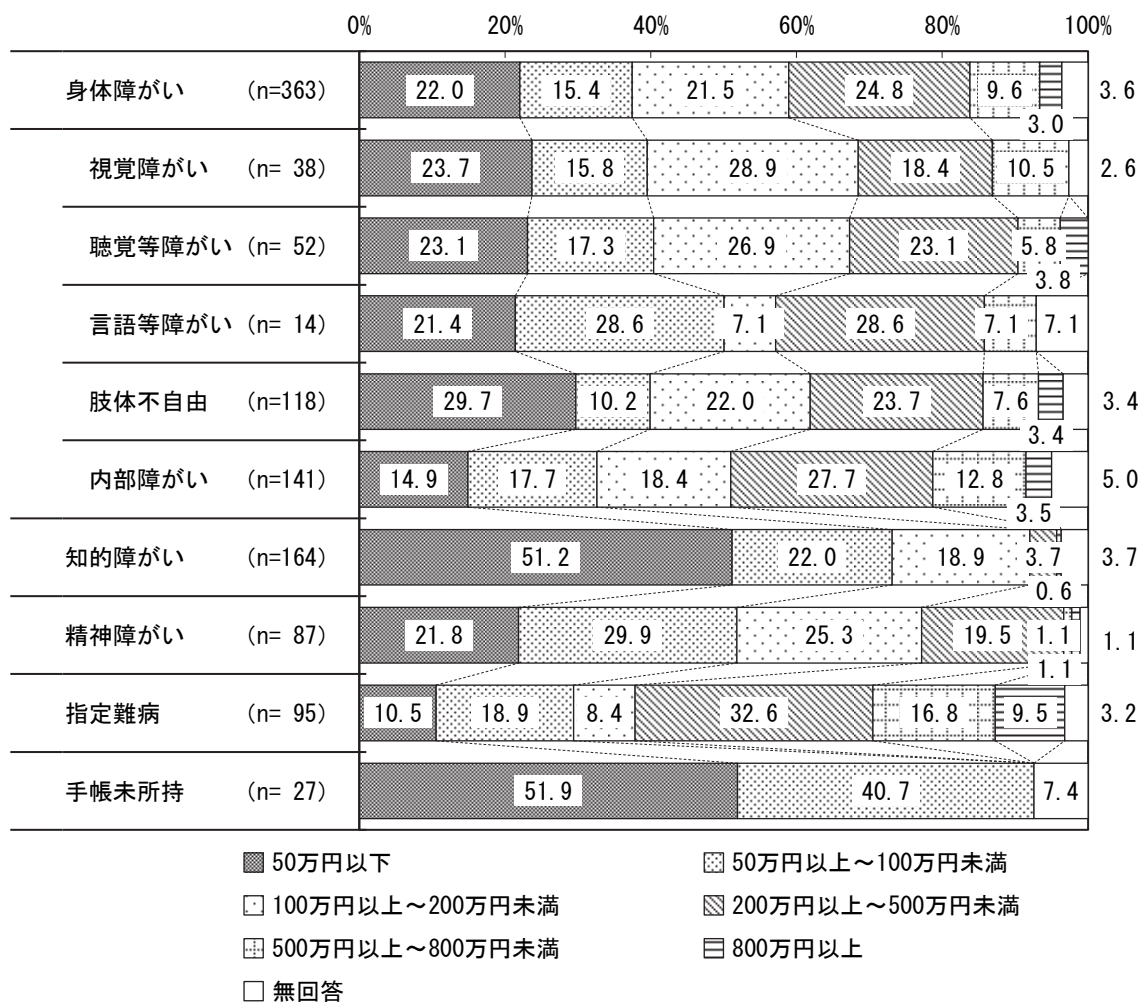
「仕事をしている」人の就労形態としては、身体に障がいのある人や指定難病患者は《一般就労》（正規職（社）員、非正規職（社）員、自営等）が8割以上と高く、知的障がいのある人では《福祉的就労》（就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、作業所等の利用）が6割以上に及んでいます。

図表2-31 就労形態



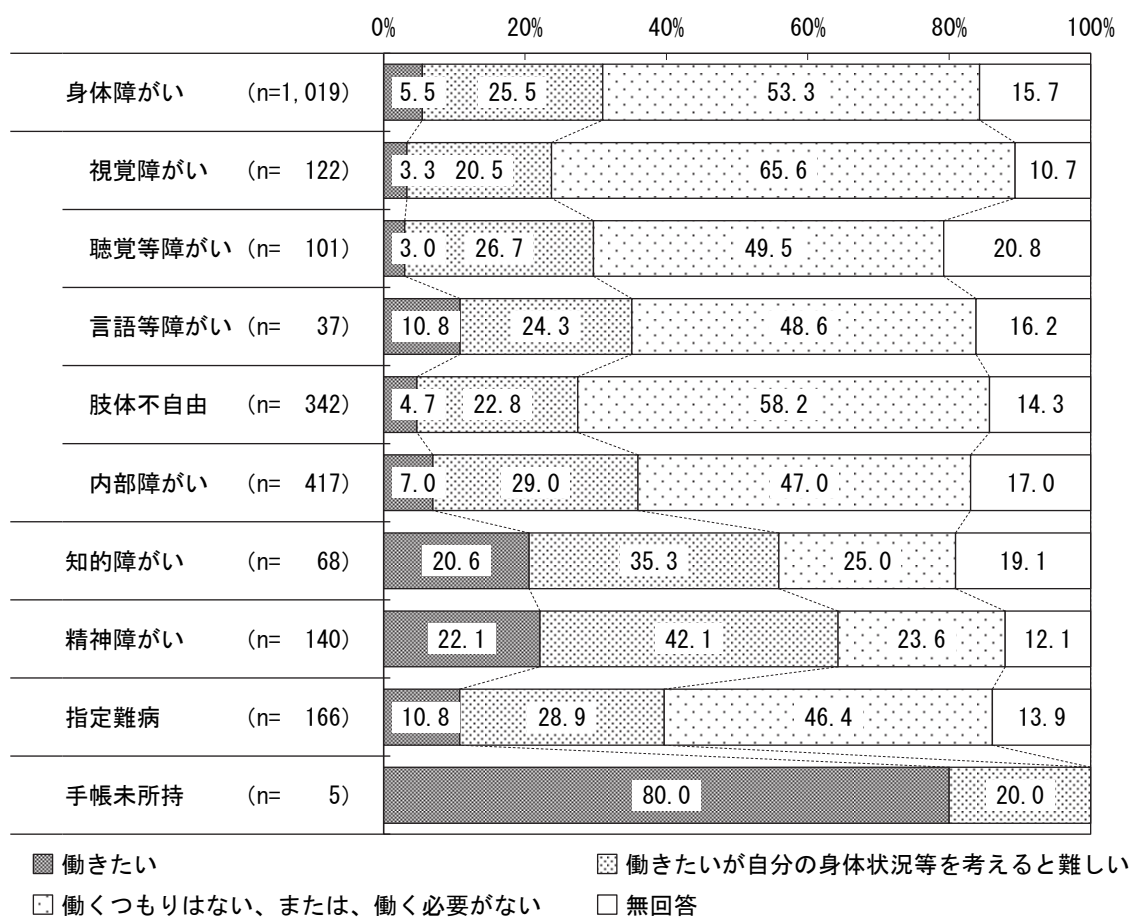
「仕事をしている」人で年間収入が100万円以上ある人は、身体に障がいのある人や指定難病患者では5割以上ある一方、知的障がいのある人では3割以下となっています。

図表2-32 就労による年間収入



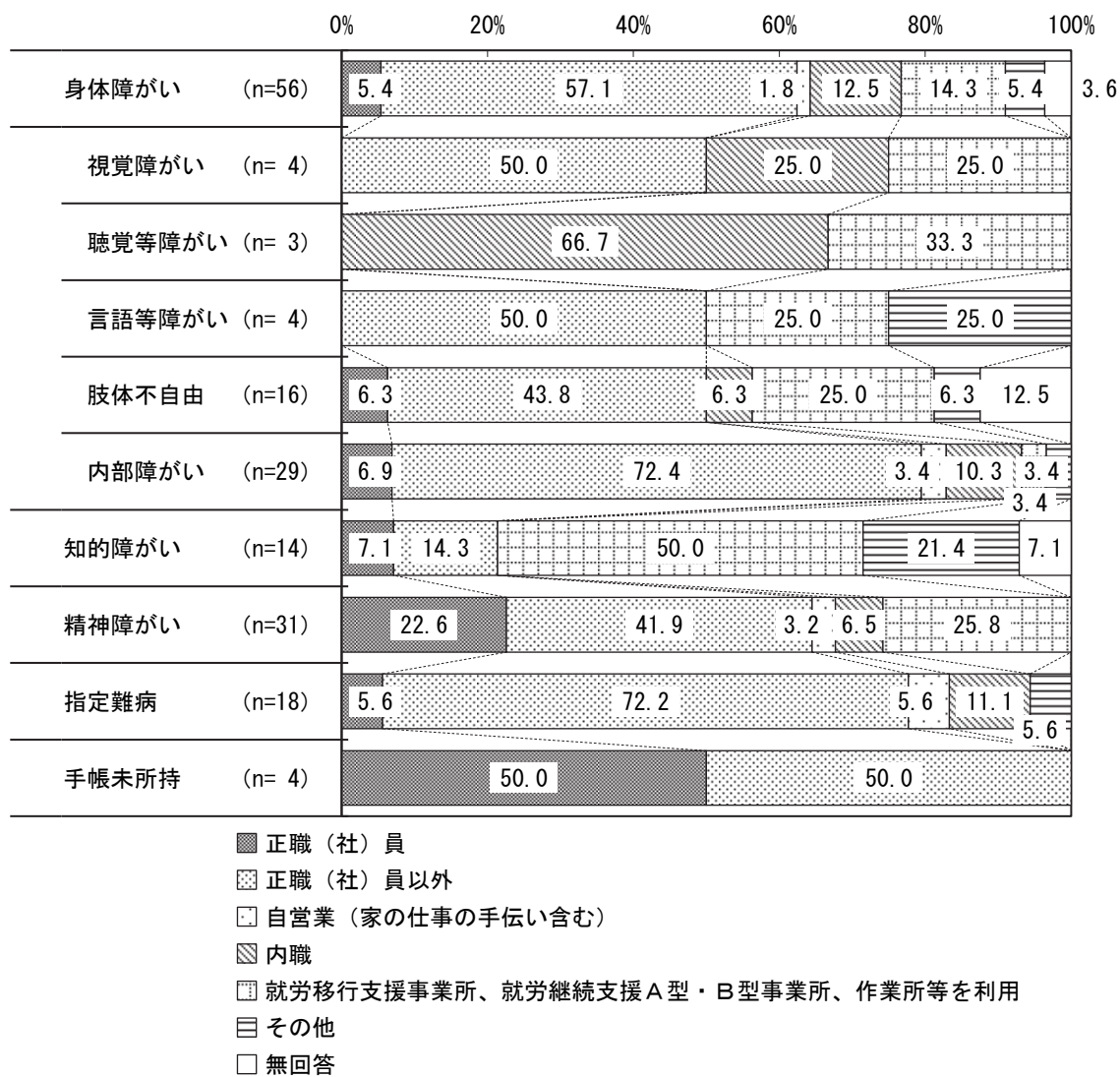
「仕事をしていない」人のうち、今後「働きたい」という人は、知的や精神に障がいのある人で2割程度あります。

図表2-33 今後の就労意向



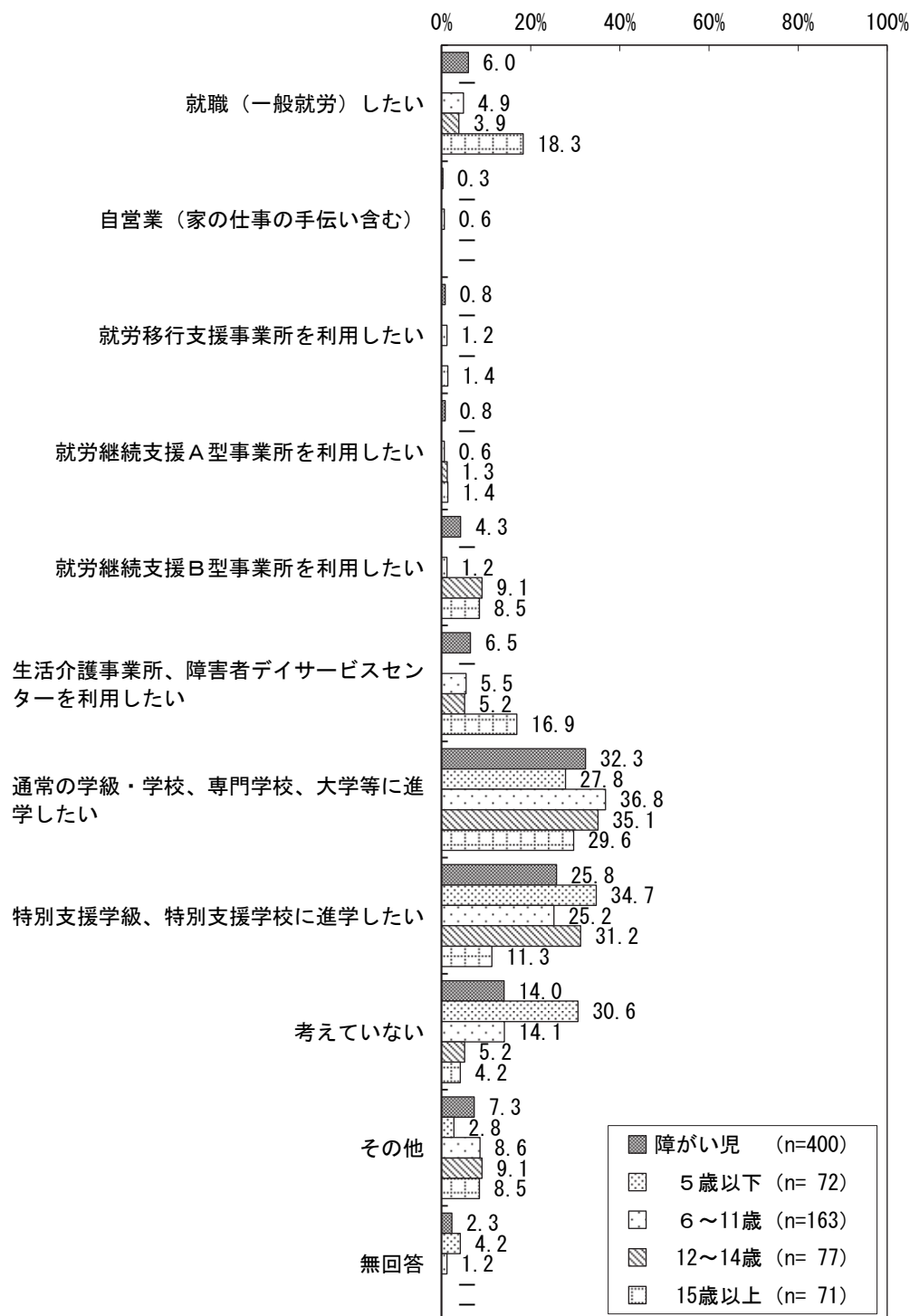
「仕事をしていない」人で今後「働きたい」という人が希望する就労形態としては、知的障がいのある人は《福祉的就労》が5割と高く、それ以外では《一般就労》が高くなっています。なお、《一般就労》の中でも、フルタイムの「正職（社）員」よりもパートタイムや短時間ワークの「正職（社）員以外」の方が高い傾向にあります。

図表2-34 今後の就労意向



15歳以上の障がいのある児童の卒業後の進路希望は、「専門学校、大学等に進学」が約3割占めてもっとも高く、「就職（一般就労）」と「生活介護事業所、障害者デイサービスセンターを利用」は2割を下回っています。

図表2-35 卒業後の進路希望（障がい児）

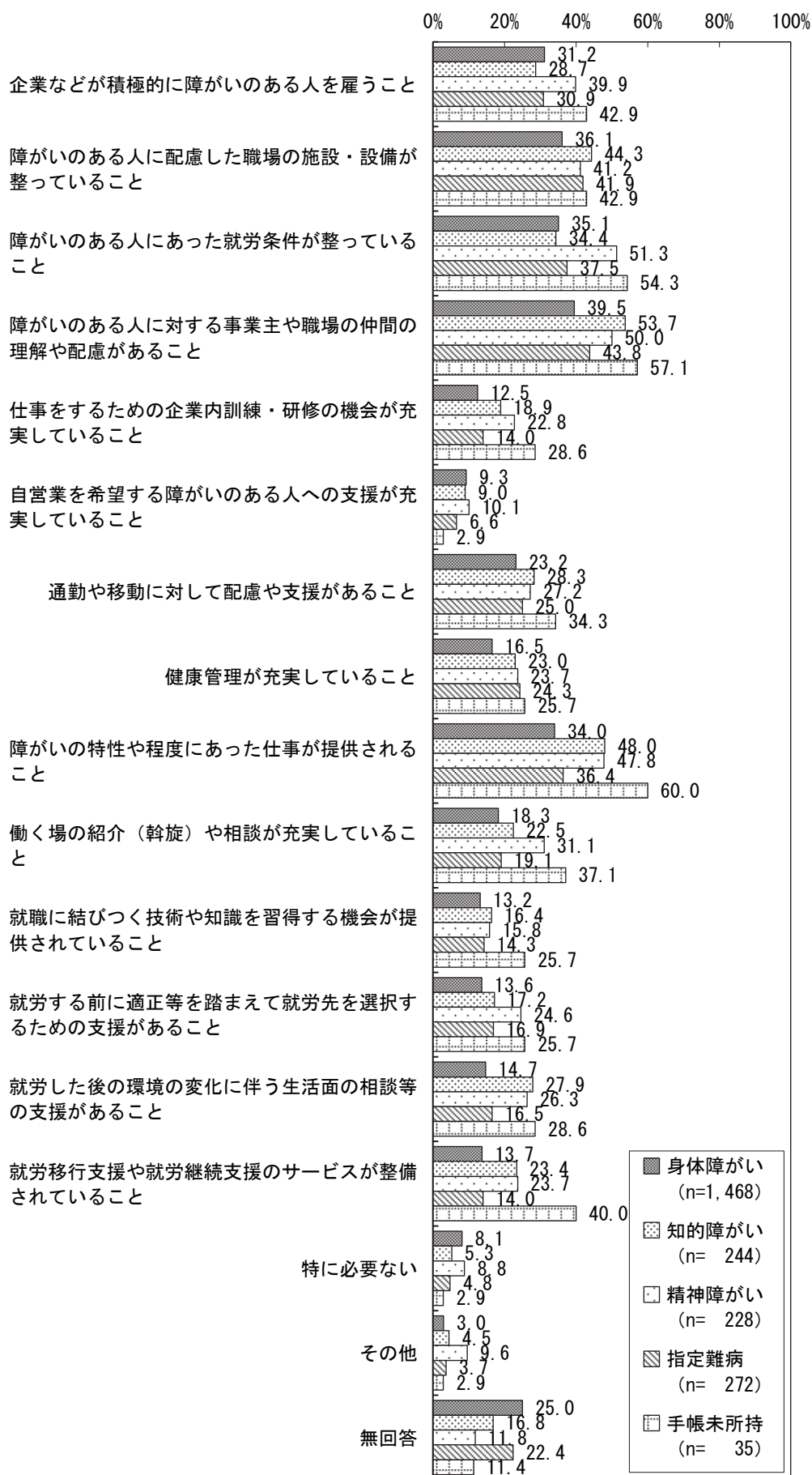


(7) 障がいのある人が働くためのニーズ

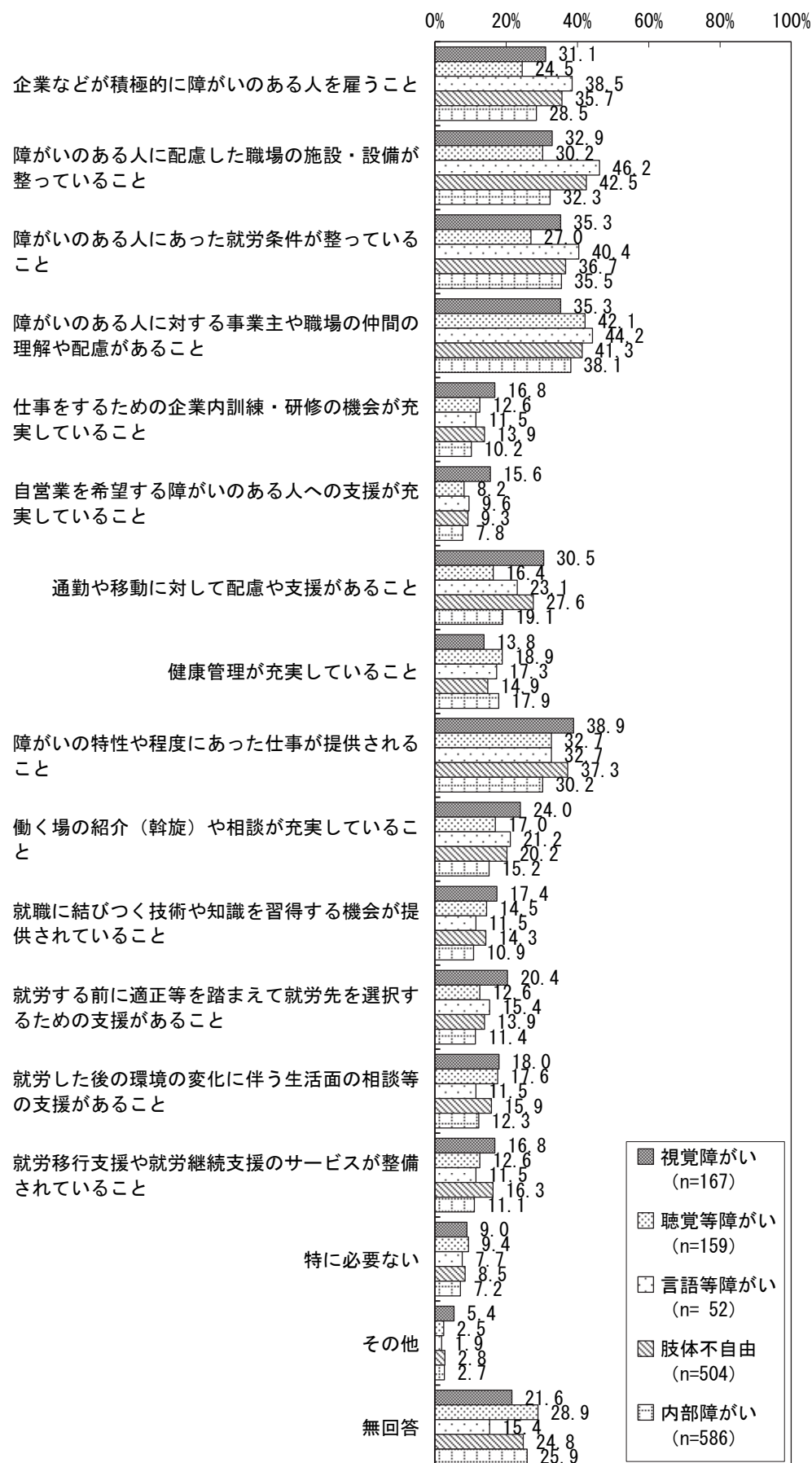
障がいのある人が働くために必要なこととしては、身体や知的障がいのある人と指定難病患者では「障がいのある人に対する事業主や職場の仲間の理解と配慮があること」、精神に障がいのある人では「障がいのある人にあつた就労条件が整っていること」が最も高く、障がいの種類によって異なります。(図表2-36)

身体に障がいのある人の中では、視覚障がいのある人では「障がいの特性や程度にあつた仕事を提供されること」、言語等障がいのある人と肢体不自由者では「障がいのある人に配慮した職場の施設・設備が整っていること」が最も高くなっています。(図表2-37)

図表2-36 働くために必要なこと（複数回答可）



図表2-37 働くために必要なこと（身体障がいの種類別、複数回答可）

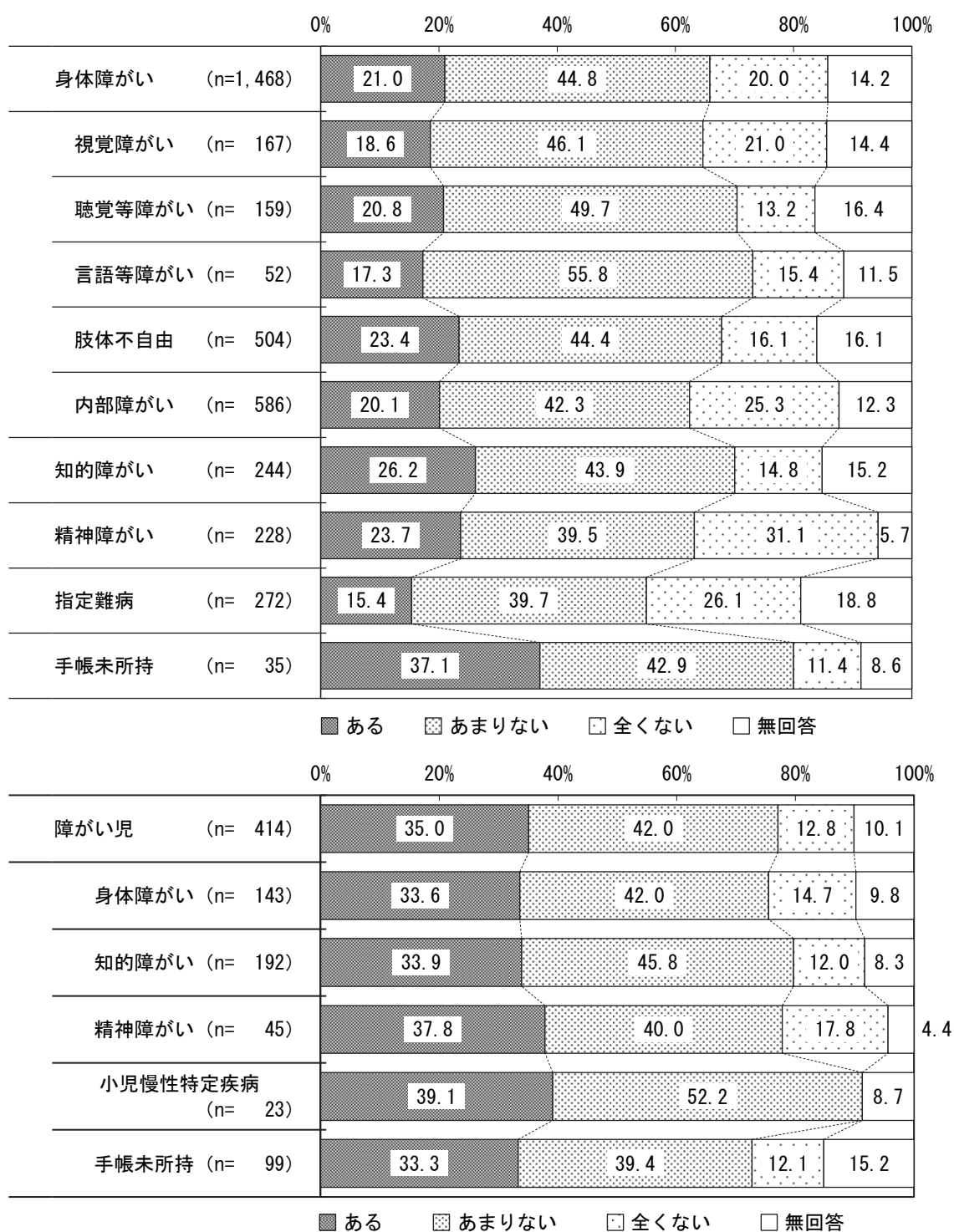


(8) 障がいのある人への理解や配慮の実感

この3年間で障がいについての理解や配慮があり、よかったと感じたことがある人は、障がいのある児童などが3割以上となっている一方、指定難病患者は1割台にとどまっています。そのほかは、2割台となっています。

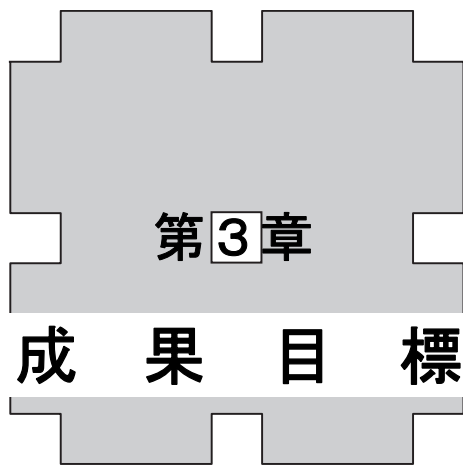
差別や偏見を感じた経験と比べると、精神に障がいのある人を除き、理解や配慮があり、よかったと感じた経験の方が高くなっています。

図表2-38 この3年間で理解や配慮があり、よかったと感じた経験



【これまでの障がい者関係団体等からの主な意見】

- ・18歳以上のサービスへの移行を円滑にするため、相談支援に切れ目なく対応していく必要がある。
- ・親なき後の支援について相談先がない。介護者の高齢化や親なき後の支援については、それぞれの障がいに共通する課題である。
- ・親なき後の対策として、日頃から将来の生活の場などを考え、いろいろな支援サービスとのかかわりをもっておくとよい。
- ・入所施設やグループホームなどでの生活のほか、自宅での生活の事例もあるので、これらの事例を示し、親なき後について検討できるように促していく必要がある。
- ・親なき後に備え、地域生活支援拠点等の整備が進められているが、きちんと機能するためにコーディネーター等を配置していく必要がある。
- ・グループホームは整備が進められているが、重度の障がいがある人が安心して暮らせるところが少ない。
- ・重度の心身障がいや行動障がいのある人が利用できる施設が少ない。
- ・一般就労を促進、継続するためには、事業主と職場の理解が必要である。
- ・就労継続支援B型などでは、賃金が少ないため、製品等の購入についての啓発と市役所における優先調達を推進し、工賃の向上を図る必要がある。



第3章

成果目標

1 国の基本指針

国が示す基本指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、令和8年度を目標年度として、次の6つの項目について目標値の設定を求めています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とします。
- 令和4年度末の施設入所者数を5%以上削減することを基本とします。
※地域生活への移行とは、グループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

(2) 地域生活支援の充実

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討することを基本とします。
- 各市町村または各圏域において、強度行動障がいや有する障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設（就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練を行う施設をいいます。）から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とします。
 - ・就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を担っていることから、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とします。
 - ・就労継続支援については、一般就労が困難な人に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることなどから、就労継続支援A型事業は令和3年度実績のおおむね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は令和3年度実績のおおむね1.28倍以上を目指すこととします。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とします。
- 就労定着支援事業の利用者を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とします。

○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とします。

※一般就労とは、一般企業等へ就職や在宅で就労等することをいいます。

※就労定着率とは、過去6年間において、就労定着支援事業利用終了者のうち、雇用された一般企業等に42カ月以上78カ月未満の期間、継続して就労している者または就労していた者の占める割合をいいます。

(4) 障害児通所支援サービスの提供体制の整備等

○各市町村または各圏域に児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置するとともに、児童発達支援センターを活用し、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。

○各市町村または各圏域に主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とします。

○各市町村または各圏域に医療的ケアを必要とする児童を支援するために保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による連携・協議の場を設置することを基本とします。また、医療的ケアを必要とする児童に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

○各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。

○各市町村または各圏域において、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制を確保することを基本とします。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

○各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みの実施体制を構築することを基本とします。

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標と実績

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行に関する第6期計画の目標値は、次のとおりです。

○令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数421人のうち、16人（3.8%）が地域生活に移行するものとします。

○令和5年度末の施設入所者数は、令和元年度末の施設入所者421人を維持するものとします。

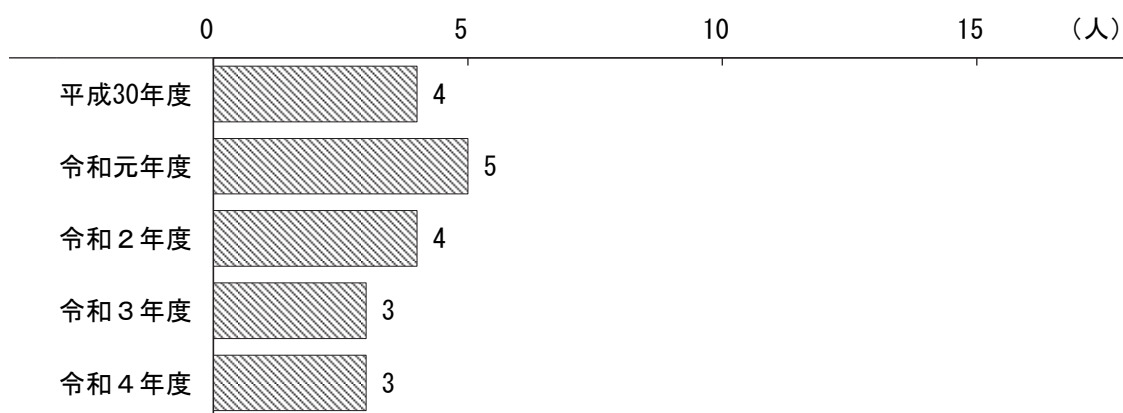
施設入所者の地域生活への移行者数は、目標の16人に対して、令和4年度末で10人となっていますが（図表3-2）、令和5年度末では13人（3.1%）と見込んでいます（図表3-1）。

施設入所者数は、現状維持を目標とし、令和4年度末で8人減少しており、令和5年度末も同様に見込んでいます（図表3-1）。

図表3-1 施設入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値（見込み）

| 区 分 | | 数 値 | 考 え 方 |
|---------------|----------|-----------|-----------------------------------|
| 令和元年度末の施設入所者数 | | 421人 | — |
| 地域生活 移行者数 | 目 標 値 | 16人(3.8%) | 令和元年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行した人数 |
| | 実績値（見込み） | 13人(3.1%) | |
| 施設入所 者減少数 | 目 標 値 | 現状維持 | 令和元年度末の全施設入所者数から減少した人数 |
| | 実績値（見込み） | 8人(1.9%) | |

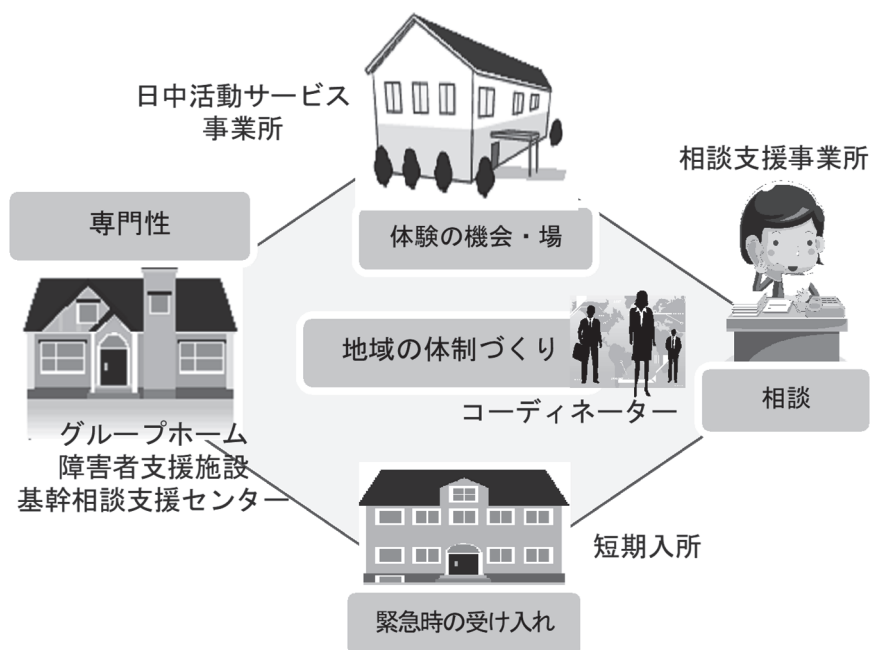
図表3-2 施設入所者の地域生活への移行者数の推移（各年度末）



(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末までの目標である地域生活支援拠点等の有する機能の確保と充実に向け、毎年度、岐阜市障害者総合支援協議会において運用状況を検証、検討しています。

図表3-3 地域生活支援拠点等が有する機能のイメージ



資料：厚生労働省

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

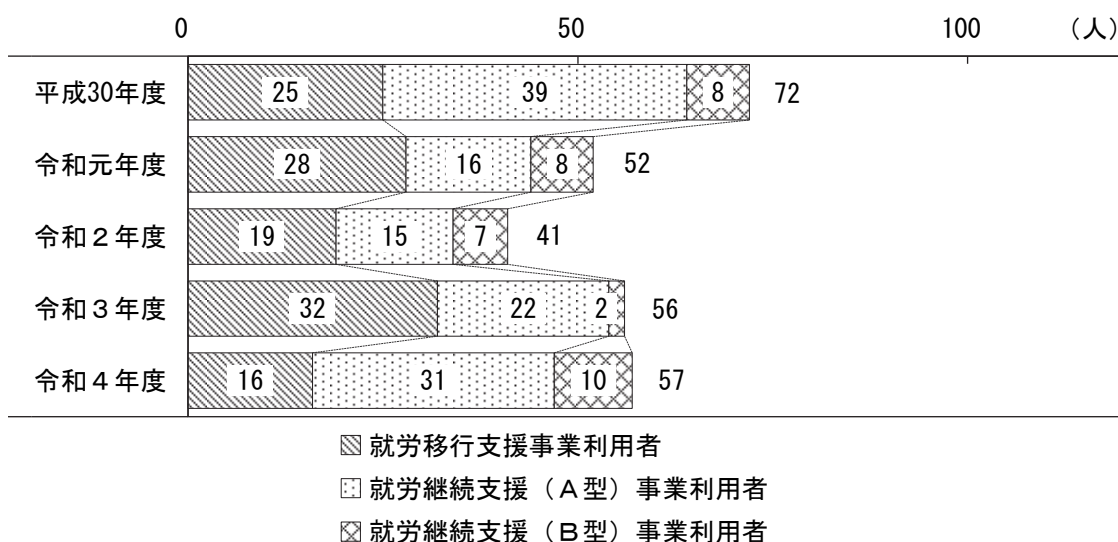
① 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和元年度の1.27倍の66人を目標としていますが、令和4年度で57人となっており（図表3-5）、令和5年度も同程度の58人を見込んでいます（図表3-4）。

図表3-4 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値と実績値（見込み）

| 区 分 | | 数 値 | 考 え 方 |
|------------------|---------|----------------|--------------------------------|
| 令和元年度の年間一般就労移行者数 | | 52人 | — |
| 目標年度の一般就労移行者数 | 目 標 値 | 66人 (1.27倍) | 令和5年度に福祉施設を退所して一般就労する人数 |
| | 実績（見込み） | 58人 (1.12倍) | |
| うち就労移行支援事業利用者分 | 目 標 値 | 36人 (1.30倍) | 令和5年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数 |
| | 実績（見込み） | 29人 (1.04倍) | |
| うち就労継続支援A型事業利用者分 | 目 標 値 | 20人 (1.26倍) | 令和5年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数 |
| | 実績（見込み） | 21人 (1.31倍) | |
| うち就労継続支援B型事業利用者分 | 目 標 値 | 10人 (1.23倍) | 令和5年度に就労継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数 |
| | 実績（見込み） | 8人 (1.00倍) | |

図表3-5 福祉施設から一般就労への移行者数の推移



② 一般就労への移行者における就労定着支援事業の利用率

一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合は、令和5年度で7割（46人）の目標に対し、令和4年度で2人となっており、令和5年度では5人（約1割）と見込んでいます。

③ 就労定着支援事業における就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合は、令和5年度末で全体の7割以上の目標に対し、令和4年度末で5割となっていますが、令和5年度末では8割以上と見込んでいます。

(4) 障害児通所支援サービスの提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

令和5年度末までの目標である恵光学園など市内の児童発達支援センターを4カ所確保しています。

② 保育所等訪問支援体制の構築

令和5年度末までの目標である恵光学園など市内の保育所等訪問支援事業所を7カ所確保しています。

③ 主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所等の確保

令和5年度末までの目標である市内の児童発達支援事業所を5カ所と放課後等デイサービス事業所を9カ所確保しています。

④ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

令和5年度末まで、目標どおり、毎年度、岐阜市障害者総合支援協議会において、保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による専門部会を開催し、医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、コーディネーター4人を配置しています。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末まで、目標どおり、岐阜市基幹相談支援センターとそのサテライト（4カ所）により、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化に向けた体制を確保しています。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

令和5年度末まで、目標どおり、毎年度、岐阜市障害者総合支援協議会等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組んでいます。

3 計画の目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

真に必要なサービスを提供する観点から、計画相談支援を通じて、施設入所者の意向を確認し、障がいの状態やニーズに合わせた支援を行い、障がいのある人の希望や自らの決定に基づいた地域生活への移行や継続を促進します。

○令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数413人のうち、16人（3.9%）が地域生活に移行するものとします。

○令和8年度末の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者413人を維持するものとします。

図表3-6 施設入所者の地域生活への移行者数等の目標値

| 区 分 | 目標値 | 考 え 方 |
|---------------|---------------|-----------------------------------|
| 令和4年度末の施設入所者数 | 413人 | — |
| 地域生活移行者数 | 16人 (3.9%) | 令和4年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数 |
| 施設入所者減少数 | 現状維持 | 令和4年末の全施設入所者数から減少する人数 |

(2) 地域生活支援の充実

令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等の有する機能を確保しつつ、コーディネート機能の充実を図り、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、毎年度、岐阜市障害者総合支援協議会において運用状況を検証、検討します。

また、強度行動障がい等を有する障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、岐阜市障害者総合支援協議会等を通じて、支援体制の整備に取り組みます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数は、令和3年度の1.30倍の73人を目標とします。なお、このうち、就労移行支援事業からの移行者数は令和3年度の1.31倍の42人、就労継続支援A型事業の移行者数は令和3年度の1.29倍の28人、就労継続支援B型事業の移行者数は令和3年度の1.28倍の3人を指します。

② 就労移行支援事業における一般就労移行率

令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

③ 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度（39人）の1.41倍の55人とすることを目標とします。

④ 就労定着支援事業における就労定着率

令和8年度の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。

図表3-7 福祉施設から一般就労への移行者数等の目標値

| 区 分 | 目標値 | 考 え 方 |
|------------------|----------------|--------------------------------|
| 令和3年度の年間一般就労移行者数 | 56人 | — |
| 目標年度の年間一般就労移行者数 | 73人 (1.30倍) | 令和8年度に福祉施設を退所して一般就労する人数 |
| うち就労移行支援事業利用者分 | 42人 (1.31倍) | 令和8年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数 |
| うち就労継続支援A型事業利用者分 | 28人 (1.29倍) | 令和8年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数 |
| うち就労継続支援B型事業利用者分 | 3人 (1.28倍) | 令和8年度に継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数 |

(4) 障害児通所支援サービスの提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置等

令和8年度末まで、恵光学園など市内の既存の児童発達支援センター4カ所を確保するとともに、恵光学園などの児童発達支援センターとしての今後のあり方を検討し、地域における共生社会を推進する体制の構築を図ります。

② 主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所等の確保

令和8年度末まで、市内の既存の児童発達支援事業所5カ所と放課後等デイサービス事業所9カ所の確保を図ります。

③ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

令和8年度末まで、岐阜市障害者総合支援協議会において保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による専門部会を開催し、医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、コーディネーターを配置します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末まで、岐阜市基幹相談支援センターとそのサテライト（4カ所）を設置し、地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。

また、岐阜市障害者総合支援協議会等を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制の確保に努めます。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

令和8年度末まで、岐阜市障害者総合支援協議会等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組みます。



第4章

障害福祉サービス

1 訪問系サービス

利用者のニーズに応じて、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を提供するサービス）の確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

| サービス名 | 内 容 |
|----------------|---|
| 居宅介護 | 障がいのある人に対し、居宅において、入浴、排せつ、食事、通院などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいのため、常時介護を必要とする人に対し、居宅や入院時において、長時間にわたり生活全般の介護や移動中の介護を総合的に行うサービスです。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護などの援助を行うサービスです。 |
| 行動援護 | 自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかんなどの重度の知的障がいのある人や統合失調症などの重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護や移動中の介護を行うサービスです。 |
| 重度障害者等 包括支援 | 常時介護を要する障がいのある人で、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に行うサービスであり、緊急のニーズにも臨機応変に対応することのできるサービスです。 |

① 第6期計画と実績

「居宅介護」は、利用者数、利用延時間数とも、やや増加しており、計画を上回って推移しています。

「重度訪問介護」は、利用者数が計画をやや下回っている一方、利用延時間数は計画をやや上回って推移し、いずれもやや増加しています。

「同行援護」は、利用者数、利用延時間数とも、おおむね横ばいで、計画を下回って推移しています。

「行動援護」は、利用者数、利用延時間数とも、やや増加しており、おおむね計画どおりに推移しています。

「重度障害者等包括支援」は、県内に事業所がなく、利用実績もありません。

図表4-1 訪問系サービスの第6期計画と実績

| 区 分 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 居宅介護 | 利用者数(人/月) | 507 | 526 | 523 | 538 | 538 | 560 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 8,651 | 8,925 | 8,913 | 9,220 | 9,183 | 9,547 |
| 重度訪問介護 | 利用者数(人/月) | 21 | 17 | 22 | 19 | 23 | 21 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 3,976 | 4,330 | 4,165 | 4,986 | 4,354 | 5,132 |
| 同行援護 | 利用者数(人/月) | 85 | 64 | 86 | 64 | 87 | 65 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 2,080 | 1,559 | 2,104 | 1,626 | 2,129 | 1,617 |
| 行動援護 | 利用者数(人/月) | 23 | 25 | 28 | 29 | 33 | 34 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 375 | 447 | 456 | 496 | 535 | 575 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」がやや増加し、「同行援護」が横ばいで推移すると見込みます。

図表4-2 訪問系サービスの見込量

| 区 分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|--------------|-------|--------|--------|
| 居宅介護 | 利用者数(人/月) | 583 | 606 | 631 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 9,934 | 10,337 | 10,757 |
| 重度訪問介護 | 利用者数(人/月) | 22 | 23 | 23 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 5,292 | 5,456 | 5,625 |
| 同行援護 | 利用者数(人/月) | 66 | 67 | 68 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 1,642 | 1,667 | 1,692 |
| 行動援護 | 利用者数(人/月) | 39 | 45 | 53 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 667 | 774 | 898 |

③ 見込量の確保策

「居宅介護」は、市内に78カ所(令和5年4月1日現在)の提供事業所、「重度訪問介護」は、市内に65カ所(令和5年4月1日現在)の提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、介護保険サービス事業所からの参入も見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

「同行援護」は、市内に13カ所(令和5年4月1日現在)の提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

「行動援護」は、市内に6カ所（令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。なお、著しく行動に障がいのある人の生活を支援するため、支援者養成研修への参加を働きかけ、サービスの向上を図ります。

なお、「重度障害者等包括支援」は、県内に提供事業所がなく、利用実績もないため、見込みもありません。

2 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所を提供するサービス）の確保と、必要に応じて事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

(1) 生活介護

常時介護を必要とする障害支援区分が一定以上の障がいのある人に対し、主として昼間に、障害者支援施設や生活介護事業所において、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。このサービスは、施設入所者も利用できます。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、計画どおりに推移しています。

図表4-3 生活介護の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 886 | 885 | 903 | 903 | 920 | 919 |
| 利用延日数(日/月) | 16,690 | 16,756 | 17,001 | 16,948 | 17,319 | 17,322 |

② 見込量

特別支援学校高等部卒業生による新規利用など、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表4-4 生活介護の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 利用者数(人/月) | 935 | 952 | 968 |
| 利用延日数(日/月) | 17,628 | 17,938 | 18,254 |

③ 見込量の確保策

市内に45カ所（定員数1,040（うち共生型90）、令和5年4月1日現在）の生活介護提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、事業所状況調査において新規開設等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人、また、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持、回復などのための訓練を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

令和3年度から令和5年度までの間は、利用がありません。

図表4-5 自立訓練（機能訓練）の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 利用延日数(日/月) | 21 | 0 | 21 | 0 | 21 | 0 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの間の利用実績はありませんが、第5期までの利用実績等を踏まえ、以下のとおり見込みます。

図表4-6 自立訓練（機能訓練）の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 |
| 利用延日数(日/月) | 21 | 21 | 21 |

③ 見込量の確保策

市内に自立訓練（機能訓練）提供事業所はありませんが、県内の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は、病院や施設を退院、退所した人、また、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上などのための訓練を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、やや増加しているものの、計画をやや下回って推移しています。

図表4-7 自立訓練（生活訓練）の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 42 | 36 | 46 | 40 | 50 | 42 |
| 利用延日数(日/月) | 698 | 581 | 756 | 667 | 819 | 676 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表4-8 自立訓練（生活訓練）の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 43 | 45 | 46 |
| 利用延日数(日/月) | 702 | 729 | 756 |

③ 見込量の確保策

市内に4カ所（定員数66、令和5年4月1日現在）の自立訓練（生活訓練）提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(4) 宿泊型自立訓練（生活訓練）

宿泊型自立訓練（生活訓練）は、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、居住の場を提供し、家事などの日常生活能力向上のための訓練や生活に関する相談、助言を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、計画どおりに推移しています。

図表4-9 宿泊型自立訓練（生活訓練）の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 14 | 13 | 15 | 15 | 16 | 16 |
| 利用延日数(日/月) | 360 | 345 | 385 | 407 | 411 | 427 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表4-10 宿泊型自立訓練（生活訓練）の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 17 | 18 | 19 |
| 利用延日数(日/月) | 453 | 480 | 507 |

③ 見込量の確保策

市内に2カ所(定員数40、令和5年4月1日現在)の宿泊型自立訓練(生活訓練)提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(5) 就労選択支援

就労選択支援は、就労先や働き方などについてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、就労の希望と能力、適性等に合った選択の支援を行うもので、令和7年度から開始される予定のサービスです。

① 見込量

事業所状況調査等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-11 就労選択支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | — | 24 | 27 |

② 見込量の確保策

事業所状況調査において事業の実施を予定または検討している事業者があることから、見込量は確保できると考えます。

なお、ハローワークや相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労選択支援の利用促進を図ります。

(6) 就労移行支援

就労移行支援は、一般就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動やその他の活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、計画を下回って推移しています。

図表4-12 就労移行支援の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 93 | 87 | 96 | 78 | 98 | 81 |
| 利用延日数(日/月) | 1,484 | 1,353 | 1,529 | 1,242 | 1,575 | 1,285 |

② 見込量

就労移行支援における一般就労への移行者数の増加等を成果目標に掲げていることから、次のとおり見込みます。

図表4-13 就労移行支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 83 | 85 | 87 |
| 利用延日数(日/月) | 1,314 | 1,345 | 1,377 |

③ 見込量の確保策

市内に13カ所(定員数166、令和5年4月1日現在)の就労移行支援提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

引き続き、ハローワークや特別支援学校、相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労移行支援のさらなる利用促進を図ります。

(7) 就労継続支援(A型)

就労継続支援(A型)は、一般企業による雇用等が困難な障がいのある人に対し、雇用契約などに基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、計画をやや上回って推移しています。

図表4-14 就労継続支援(A型)の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 591 | 624 | 598 | 637 | 605 | 653 |
| 利用延日数(日/月) | 11,506 | 12,076 | 11,638 | 12,291 | 11,771 | 12,635 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえると、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表4-15 就労継続支援（A型）の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 利用者数(人/月) | 668 | 685 | 701 |
| 利用延日数(日/月) | 12,943 | 13,259 | 13,582 |

③ 見込量の確保策

市内に40カ所（定員数724、令和5年4月1日現在）の就労継続支援（A型）提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(8) 就労継続支援（B型）

就労継続支援（B型）は、一般企業による雇用等が困難な障がいのある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、増加しており、計画を上回って推移しています。

図表4-16 就労継続支援（B型）の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 889 | 955 | 942 | 1,043 | 997 | 1,142 |
| 利用延日数(日/月) | 15,708 | 16,844 | 16,633 | 18,240 | 17,613 | 20,177 |

② 見込量

特別支援学校高等部卒業生による新規利用など、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-17 就労継続支援（B型）の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 利用者数(人/月) | 1,250 | 1,368 | 1,497 |
| 利用延日数(日/月) | 22,085 | 24,173 | 26,459 |

③ 見込量の確保策

市内に68カ所（定員数1,405、令和5年4月1日現在）の就労継続支援（B型）提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、事業所状況調査において新規開設等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(9) 就労定着支援

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て、一般企業に雇用された障がいのある人に対し、一般就労に伴う生活の課題に対応できるよう、一般企業との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数は、やや増加しており、計画をやや上回って推移しています。

図表4-18 就労定着支援の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 33 | 39 | 39 | 43 | 46 | 47 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえるとともに、利用者数の増加等を成果目標に掲げていることから、次のとおり見込みます。

図表4-19 就労定着支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 50 | 53 | 55 |

③ 見込量の確保策

市内に6カ所（令和5年4月1日現在）の就労定着支援提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

引き続き、相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労定着支援のさらなる利用促進を図ります。

(10) 療養介護

療養介護は、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に対し、主として昼間に、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活の世話を医療機関で行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおりに推移しています。

図表4-20 療養介護の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 45 | 41 | 45 | 43 | 45 | 43 |

② 見込量

障害児入所施設からの移行など、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表4-21 療養介護の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 44 | 44 | 44 |

③ 見込量の確保策

市内に1カ所(定員数180、令和5年4月1日現在)の療養介護提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(11) 短期入所(ショートステイ)

短期入所(ショートステイ)は、居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、障がいのある人が施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスで、「福祉型」と「医療型」の2種類があります。なお、親なき後を見据え、自立するための訓練として定期的に利用する場合があります。

① 第6期計画と実績

「福祉型」「医療型」の利用者数、利用延日数とも、やや増加しているものの、計画をやや下回って推移しています。

図表4-22 短期入所(ショートステイ)の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | |
|-----|------------|-----|-------|-----|-------|-----|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み | |
| 福祉型 | 利用者数(人/月) | 157 | 124 | 170 | 130 | 184 | 134 |
| | 利用延日数(日/月) | 551 | 507 | 597 | 548 | 646 | 528 |
| 医療型 | 利用者数(人/月) | 76 | 71 | 83 | 75 | 91 | 79 |
| | 利用延日数(日/月) | 279 | 285 | 305 | 333 | 334 | 325 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえつつ、介助者へのレスパイトとともに障がいのある人の自立のための訓練を含めたニーズがあることから、「福祉型」「医療型」とも、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表4-23 短期入所（ショートステイ）の見込量

| 区 分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----|------------|-------|-------|-------|
| 福祉型 | 利用者数（人／月） | 138 | 142 | 147 |
| | 利用延日数（日／月） | 544 | 561 | 578 |
| 医療型 | 利用者数（人／月） | 83 | 87 | 91 |
| | 利用延日数（日／月） | 341 | 358 | 376 |

③ 見込量の確保策

市内に32カ所（定員数223（うち共生型58）、令和5年4月1日現在）の短期入所（ショートステイ）提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、医療的ケアを必要とする障がいのある人等の一時的な預け入れ先や介助者のレスパイトの観点から、新規事業者の参入の促進を図るなどし、見込量の確保に努めます。

3 居住系サービス

利用者にとって、真に必要な施設入所支援のサービスの確保を図るとともに、地域における居住の場である共同生活援助（グループホーム）やひとり暮らしを支援する自立生活援助のサービスを確保することにより、施設入所や入院からの地域生活への移行や継続を支援します。

(1) 自立生活援助

自立生活援助は、施設入所や入院、グループホームの利用を経て、ひとり暮らしを希望する知的や精神に障がいのある人等に対し、地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など一定期間にわたり行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、市内に事業所がなく、利用実績もありません。

図表4-24 自立生活援助の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績はありませんが、次のとおり見込みます。

図表4-25 自立生活援助の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 0 | 1 | 2 |

③ 見込量の確保策

市内に自立生活援助の提供事業所はありませんが、県内の提供事業所の利用により、見込量は確保できると考えます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、障がいのある人に対し、主として夜間に共同生活を営む居宅において日常生活上の援助を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数は、増加しており、計画を上回って推移しています。

図表4-26 共同生活援助（グループホーム）の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 314 | 346 | 326 | 405 | 338 | 423 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-27 共同生活援助（グループホーム）の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 441 | 459 | 477 |

③ 見込量の確保策

市内に43カ所（定員数608、令和5年4月1日現在）の共同生活援助（グループホーム）提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、事業所状況調査において新規開設等が見込まれることから、必要に応じて支援するなどし、見込量の確保に努めます。

(3) 施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。なお、昼間は、施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）を利用します。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移しています。

図表4-28 施設入所支援の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/月) | 414 | 404 | 414 | 401 | 414 | 401 |

② 見込量

国が示す基本指針において、令和4年度末の施設入所者数を令和8年度末までに6%以上削減するとしていますが、岐阜市においては、令和4年度末の施設入所者数の現状維持を成果目標として掲げていることから、次のとおり見込みます。

図表4-29 施設入所支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/月) | 401 | 401 | 401 |

③ 見込量の確保策

市内に5カ所(定員数230、令和5年4月1日現在)の施設入所支援提供事業所があるなど、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(4) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討するものです。

岐阜市では、これまで、地域生活支援拠点等の有する機能を確保(面的整備を推進)しつつ、その充実に向け、毎年度、岐阜市障害者総合支援協議会において運用状況を検証、検討しています。

引き続き、地域生活支援拠点等の機能の有する機能を確保しつつ、コーディネート機能の充実を図り、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めます。また、引き続き、毎年度、岐阜市障害者総合支援協議会において運用状況を検証、検討します。

4 相談支援等

基幹相談支援センターとして、市内4カ所のサテライト（委託相談支援事業所）を通じて相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、相談支援の質の向上に努めます。

(1) 相談支援

障がいのある人の相談支援には、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」があります。「計画相談支援」は障害福祉サービスなどを利用するためのサービス等利用計画の作成や見直し、「地域移行支援」は入所している障がいのある人や入院している精神に障がいのある人が地域生活に移行するための相談、「地域定着支援」は施設・病院から退所・退院し、地域生活が不安定な障がいのある人に対して常時の連絡体制や緊急時の相談の支援等を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

計画相談支援の利用者数は、やや増加しており、計画をやや上回って推移しています。一方、地域移行支援の利用者は若干数となっており、地域定着支援の利用はありません。

図表4-30 相談支援の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 計画相談支援利用者数(人/月) | 847 | 902 | 872 | 945 | 899 | 973 |
| 地域移行支援利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援利用者数(人/月) | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、計画相談支援は引き続きやや増加し、地域移行支援、地域定着支援は、施設の入所者や病院の入院者の地域生活への移行により、若干数を見込みます。

図表4-31 相談支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援利用者数(人/月) | 1,003 | 1,033 | 1,064 |
| 地域移行支援利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 |

③ 見込量の確保策

市内に43カ所（令和5年4月1日現在）の相談支援事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 基幹相談支援センターの設置

総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化を図るものです。

岐阜市では、基幹相談支援センターとそのサテライト（4カ所）を設置し、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化等に取り組んでいます。

引き続き、基幹相談支援センターとそのサテライト（4カ所）を設置し、各サテライトに主任相談支援専門員を各1人配置します。また、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化等に向け、相談支援事業所との連携を強化し、必要に応じて、個別事例における専門的な助言や指導、支援内容の検証等に努めます。

(3) 地域のサービス基盤の開発・改善

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制を確保するものです。

岐阜市では、障害者総合支援協議会を設置して年4回開催するとともに、より専門的な事項を調査、審議するため、相談支援事業所等の参画のもと、専門部会を設置して年5回以上開催しています。こうした機会を通じて、地域の関係機関等と連携を図り、障がいのある人を支えるネットワークの構築に努めています。

引き続き、障害者総合支援協議会を年4回程度開催、専門部会を年5回以上開催し、地域の関係機関等と連携を図り、事例の検討なども含め、地域サービス基盤の開発・改善等に努めます。

5 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果、指導監査結果の共有を通じて障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加を通じて障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、岐阜県等が実施する研修等に毎年度参加し、事業所研修会等を通じてサービス提供事業者等との情報共有に努めます。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用し、サービス提供事業者等と情報共有を図る体制を構築することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、毎年度開催する事業所研修会等を通じてサービス提供事業者等との情報共有に努めます。

(3) 指導監査結果の共有

指定障害福祉サービス等事業者に対する指導監査を適正に実施するとともに、その結果を共有する体制を構築することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、毎年度、指導監査を適正に実施するとともに、岐阜県等との情報共有に努めます。



第5章

地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活をおくることができるよう、地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するものです。地域生活支援事業には、「必須事業」と市町村の判断により実施する「任意事業」があります。

地域生活支援事業を実施するにあたっては、効率性、効果性の観点から、真に必要なサービスの見直しなどを図るとともに、サービス利用に際しては、利用者負担など、公平性の確保に努めます。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、地域住民に対し、幅広く障がいや障がいのある人への理解を深めるため、イベントや広報活動等を行う事業です。

ポスターやパンフレットなどを通じて、岐阜市発の白杖SOSシグナルのシンボルマークを含む障がい者に関するマークやヘルプマークに対する正しい理解とともに、障がいの種類や特性、障がいのある人に対する理解と配慮について啓発を図っています。また、障がい者関係団体と連携し、障害者週間や世界自閉症啓発デーにあわせた啓発イベントを実施し、障がいのある人に対する理解の促進に努めています。引き続き、「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の普及を含め、広報活動やイベント等の実施に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がいのある人やその家族、地域の住民などによる交流活動などの自発的な取り組みを支援する事業です。

障がいのある人の交流などを推進する障がい者関係団体に対し、団体の運営に係る補助を実施しています。必要に応じて、団体と協議し、事業に係る補助の実施を検討します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその介助者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のため、引き続き、以下の事業に取り組みます。

○障害者相談支援事業

事業を効果的に実施するために、障害者生活支援センターを設置するとともに、

障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための必要な援助を専門性のある相談支援事業所に委託するほか、岐阜市障害者総合支援協議会により、地域の関係機関と連携を図り、障がいのある人を支えるネットワークの構築に努めます。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター業務を行う組織を障がい福祉課に設置するとともに、上記の委託相談支援事業所を基幹相談支援センターのサテライトとし、専門的職員を配置することにより、機能の強化を図ります。障害者相談支援事業に加え、他の相談支援事業所などに対する専門的な指導や助言、情報の収集や提供、人材育成の支援、地域のさまざまな相談機関との連携強化、地域移行、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みなどを実施します。

○住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などを行う事業です。引き続き、支援のあり方を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的や精神に障がいのある単身世帯の人に対し、申し立てに要する費用など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成する事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね横ばいで推移しています。

図表5-1 成年後見制度利用支援事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/年) | 3 | 3 | 4 | 2 | 5 | 3 |

② 見込量

成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえ、社会的に孤立しがちな知的や精神に障がいのある人に対し、成年後見制度の積極的な活用を促進することにより、今後は徐々に増加すると見込みます。

図表5-2 成年後見制度利用支援事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/年) | 4 | 5 | 6 |

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見などの業務を適正に行う法人を確保するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の支援を行う事業です。引き続き、支援のあり方を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、手話通訳者を設置する事業です。

① 第6期計画と実績

手話通訳者派遣回数、要約筆記者派遣回数とも、やや増加しており、おおむね計画を上回って推移しています。なお、令和3年度に障がい福祉課の手話通訳者を1人増員して2人体制としました。

図表5-3 意思疎通支援事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|----------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 手話通訳者派遣回数(回/年) | 340 | 419 | 360 | 482 | 360 | 510 |
| 要約筆記者派遣回数(回/年) | 90 | 78 | 100 | 102 | 100 | 120 |
| 手話通訳者設置か所(か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表5-4 意思疎通支援事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 手話通訳者派遣回数(回/年) | 520 | 530 | 540 |
| 要約筆記者派遣回数(回/年) | 130 | 140 | 150 |
| 手話通訳者設置か所(か所) | 1 | 1 | 1 |

③ 見込量の確保策

手話通訳者や要約筆記者の養成を図ることにより、見込量は確保できると考えます。

(7) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は、聴覚に障がいのある人などの意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者などの広域的な派遣などを行う事業です。岐阜県の事業の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて、事業の実施を検討します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業は、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術、基本技術を習得する手話通訳者や要約筆記に必要な要約技術、基本技術を習得する要約筆記者の養成研修を行う事業です。なお、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業については、岐阜県の事業の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて、事業の実施を検討します。

① 第6期計画と実績

手話奉仕員養成研修、手話通訳者養成研修、要約筆記者養成研修とも、計画を下回って推移しています。

図表5-5 手話奉仕員養成研修事業等の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|----------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 手話奉仕員養成研修(人/年) | 40 | 23 | 40 | 20 | 40 | 20 |
| 手話通訳者養成研修(人/年) | 20 | 9 | 20 | 6 | 20 | 6 |
| 要約筆記者養成研修(人/年) | 30 | 6 | 30 | 6 | 30 | 6 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえつつ、引き続き、啓発イベントにおいて手話教室や要約筆記教室を開催するなど、手話通訳者養成研修と要約筆記者養成研修への参加促進に努めることにより、次のとおり見込みます。

図表5-6 手話奉仕員養成研修事業等の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成研修(人/年) | 40 | 40 | 40 |
| 手話通訳者養成研修(人/年) | 20 | 20 | 20 |
| 要約筆記者養成研修(人/年) | 30 | 30 | 30 |

(9) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類の日常生活用具を給付する事業です。必要に応じて、対象品目の拡大を検討しています。

① 第6期計画と実績

いずれも、おおむね横ばいですが、計画をやや下回って推移しています。

図表5-7 日常生活用具給付等事業の第6期計画と実績 (件/年)

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 介護・訓練支援用具 | 35 | 38 | 35 | 25 | 35 | 30 |
| 自立生活支援用具 | 95 | 82 | 95 | 69 | 95 | 75 |
| 在宅療養等支援用具 | 130 | 98 | 130 | 75 | 130 | 80 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 110 | 66 | 110 | 71 | 110 | 70 |
| 排泄管理支援用具 | 10,700 | 10,736 | 10,800 | 10,478 | 10,900 | 10,500 |
| 居宅生活動作補助用具 | 10 | 10 | 10 | 6 | 10 | 8 |

② 見込量

いずれも、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、横ばいで推移すると見込みます。

図表5-8 日常生活用具給付等事業の見込量 (件/年)

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 介護・訓練支援用具 | 35 | 35 | 35 |
| 自立生活支援用具 | 80 | 80 | 80 |
| 在宅療養等支援用具 | 100 | 100 | 100 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 75 | 75 | 75 |
| 排泄管理支援用具 | 10,500 | 10,500 | 10,500 |
| 居宅生活動作補助用具 | 10 | 10 | 10 |

(10) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外における移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等に参加するため、外出時の移動を支援する事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延時間数ともに、やや増加していますが、計画を下回って推移しています。

図表5-9 移動支援事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/年) | 282 | 146 | 282 | 163 | 282 | 183 |
| 利用延時間数(時間/年) | 24,067 | 15,586 | 24,067 | 18,600 | 24,067 | 20,156 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表5-10 移動支援事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 利用者数(人/年) | 204 | 229 | 256 |
| 利用延時間数(時間/年) | 22,570 | 25,273 | 28,299 |

③ 見込量の確保策

既存の登録移動支援提供事業所(令和5年4月1日現在44カ所)に加え、今後とも新規事業者の参入が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(11) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障がいのある人に対し、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね横ばいですが、計画をやや下回って推移しています。

図表5-11 地域活動支援センター事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 事業所数(カ所) | 7 | 7 | 7 | 6 | 8 | 6 |
| 利用者数(人/年) | 694 | 622 | 707 | 585 | 720 | 590 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表5-12 地域活動支援センター事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 事業所数(か所) | 6 | 6 | 6 |
| 利用者数(人/年) | 600 | 600 | 600 |

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(12) 障害児等療育支援事業

在宅の障がいのある児童に対し、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、障がいのある児童が通う保育所や障害児通所支援事業所などの職員の療育技術の指導、療育機関に対する支援を行う事業です。引き続き、必要な支援を行います。

(13) 広域的な支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）

精神に障がいのある人が自立した日常生活や社会生活をおくるために必要な広域調整会議の開催等を行う事業です。必要に応じて、関係市町村等と協議します。

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、身体に重度の障がいのある人の居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移しています。

図表5-13 訪問入浴サービス事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/年) | 54 | 56 | 55 | 52 | 57 | 52 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表5-14 訪問入浴サービス事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/年) | 52 | 52 | 52 |

③ 見込量の確保策

既存の登録訪問入浴サービス事業所（令和5年4月1日現在7カ所）により、見込量は確保できると考えます。

(2) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がいのある人の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供する事業です。平成26年度より医療的ケアの必要な重度の障がいのある人を対象とした加算を創設しました。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね横ばいですが、計画をやや下回って推移しています。

図表5-15 日中一時支援事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/年) | 102 | 95 | 104 | 80 | 106 | 80 |

② 見込量

日中一時支援事業の利用者は、放課後等デイサービスへの移行による減少が見られますが、医療的ケアの必要な重度の障がいのある人のニーズもあり、次のとおり見込みます。

図表5-16 日中一時支援事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/年) | 82 | 83 | 85 |

③ 見込量の確保策

既存の登録日中一時支援事業所（令和5年4月1日現在31カ所）により、見込量は確保できると考えます。

(3) 福祉ホーム事業

福祉ホームは、住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供する事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数は、計画を上回って推移しています。

図表5-17 福祉ホーム事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/年) | 5 | 6 | 10 | 15 | 10 | 15 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表5-18 福祉ホーム事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/年) | 15 | 15 | 15 |

③ 見込量の確保策

既存の登録福祉ホーム事業所（令和5年4月1日現在3カ所（定員24人））により、見込量は確保できると考えます。

(4) 盲人ホーム

盲人ホームは、あん摩師、はり師、きゅう師の免許を有する視覚に障がいのある人に対し、必要な技術の指導を行うものです。

① 第6期計画と実績

盲人ホームとして白杖園を設置しています。

② 見込量

盲人ホームは既存施設を維持します。

(5) 社会参加支援

障がいのある人の社会参加を促進するため、引き続き、以下の事業を実施します。

○障がい者芸術祭

12月3日から9日までの障害者週間にあわせ、障がいのある人の芸術活動に関する発表の場を提供するとともに、障がいのある人と市民の交流を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための機会を提供するものです。

○広報ぎふ点字版等発行

文字による情報入手が困難な障がいのある人に対し、点訳や音声訳により、岐阜市からの広報や視覚障がい関係事業の紹介、生活情報、その他障がいのある人が地域生活をする上で必要性の高い情報などを定期的に提供するものです。

○自動車改造費助成

身体に障がいのある人が、就労などのため、自らが所有する自動車を運転しやすいように改造するために必要な費用の一部を助成するものです。

① 第6期計画と実績

広報ぎふの発行部数、自動車改造費助成ともに、おおむね計画どおりに推移しています。

図表5-19 社会参加支援の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 広報ぎふ点字版発行(部/年) | 4,320 | 4,320 | 4,320 | 4,320 | 4,320 | 4,320 |
| 広報ぎふ録音版発行(部/年) | 1,560 | 1,560 | 1,560 | 1,560 | 1,560 | 1,560 |
| 自動車改造費助成(人/年) | 13 | 13 | 13 | 9 | 13 | 10 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、広報ぎふの発行部数、自動車改造費助成は、引き続き、横ばいで推移すると見込んでいます。

図表5-20 社会参加支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 広報ぎふ点字版発行(部/年) | 4,320 | 4,320 | 4,320 |
| 広報ぎふ録音版発行(部/年) | 1,560 | 1,560 | 1,560 |
| 自動車改造費助成(人/年) | 13 | 13 | 13 |

(6) 障害者虐待防止対策支援

障がいのある人への虐待を未然に防止し、早期発見と迅速な対応を図る障がい者虐待防止センター機能を備えるため、引き続き、専門職員を配置します。

(7) その他の日常生活支援

このほか、引き続き、以下の事業を実施します。

○福祉電話の貸与

電話回線の設置が困難な聴覚に障がいある人や外出困難な身体に障がいのある人に対し、外部とのコミュニケーションや緊急連絡手段を確保するものです。

○緊急通報装置の貸与

家庭における急病や事故に備え、ひとり暮らしの障がいのある人の自宅に緊急通報装置を設置し、ペンダントや通報装置の非常ボタンを押すことにより、消防署につながり救急車や協力員が駆けつけるものです。

○人体感知センサーの貸与

利用者が日常生活している動きを感知しやすい場所にセンサーを設置し、常時電話回線で監視センターへ感知情報を送信することにより、安否確認を行うものです。

○愛の一声運動

愛の一声運動推進員が障がいのある人の自宅を訪問し、一声かけることにより安否確認を行うものです。



第6章

障害児通所支援サービス等

1 障害児通所支援

利用者のニーズに応じて、障害児通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を提供するサービス）の確保と、必要に応じて事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。なお、令和6年度から、肢体不自由の児童に対して提供されていた医療型児童発達支援と一元化されます。

① 第2期計画と実績

「福祉型」「医療型」の利用児数、利用延日数ともに、おおむね計画どおりに推移しています。

図表6-1 児童発達支援の第2期計画と実績

| 区 分 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 福祉型 | 利用児数（人／月） | 294 | 298 | 339 | 352 | 389 | 402 |
| | 利用延日数（日／月） | 3,420 | 3,484 | 3,933 | 3,923 | 4,523 | 4,626 |
| 医療型 | 利用児数（人／月） | 46 | 49 | 46 | 44 | 46 | 42 |
| | 利用延日数（日／月） | 249 | 240 | 249 | 212 | 249 | 220 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表6-2 児童発達支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用児数（人／月） | 502 | 567 | 642 |
| 利用延日数（日／月） | 5,447 | 6,179 | 7,015 |

③ 見込量の確保策

市内に46カ所（定員数544、令和5年4月1日現在）の児童発達支援提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、事業所状況調査において新規開設等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、就学している障がいのある児童に、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

① 第2期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、増加しており、計画を上回って推移しています。

図表6-3 放課後等デイサービスの第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数(人/月) | 896 | 1,041 | 941 | 1,225 | 988 | 1,323 |
| 利用延日数(日/月) | 11,981 | 14,403 | 12,580 | 16,426 | 13,209 | 17,861 |

② 見込量

特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童の利用状況などから、今後も、増加すると見込みます。

図表6-4 放課後等デイサービスの見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 利用児数(人/月) | 1,429 | 1,543 | 1,667 |
| 利用延日数(日/月) | 19,289 | 20,832 | 22,499 |

③ 見込量の確保策

市内に92カ所(定員数1,082(うち共生型1)、令和5年4月1日現在)の放課後等デイサービス提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、事業所状況調査において新規開設等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、訪問支援員が障がいのある児童の通う保育所(園)や幼稚園などを訪問し、障がいのある児童が集団生活において他の児童と適応するための専門的な支援を行うサービスです。

① 第2期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、おおむね横ばいで、計画を下回って推移しています。

図表6-5 保育所等訪問支援の第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数(人/月) | 24 | 16 | 24 | 19 | 24 | 19 |
| 利用延日数(日/月) | 39 | 26 | 39 | 36 | 39 | 34 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表6-6 保育所等訪問支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用児数(人/月) | 20 | 20 | 20 |
| 利用延日数(日/月) | 34 | 35 | 35 |

③ 見込量の確保策

市内に7カ所(令和5年4月1日現在)の保育所等訪問支援提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がいなどのために外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

① 第2期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、おおむね計画どおりに推移しています。

図表6-7 居宅訪問型児童発達支援の第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数(人/月) | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 利用延日数(日/月) | 0 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表6-8 居宅訪問型児童発達支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用児数(人/月) | 1 | 1 | 1 |
| 利用延日数(日/月) | 6 | 6 | 6 |

③ 見込量の確保策

市内に2カ所（令和5年4月1日現在）の居宅訪問型児童発達支援提供事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

2 障害児相談支援等

(1) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障がいのある児童が障害児通所支援を利用する際に利用計画を作成し、利用開始以降、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うサービスです。基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成や個別事例における専門的な助言、指導を行い、相談支援の質の向上に努めます。

① 第2期計画と実績

児童発達支援の利用などから、利用児数は増加しており、計画をやや上回って推移しています。

図表6-9 障害児相談支援の第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数（人/月） | 344 | 391 | 375 | 445 | 409 | 485 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表6-10 障害児相談支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用児数（人/月） | 529 | 576 | 628 |

③ 見込量の確保策

市内に27カ所（令和5年4月1日現在）の障害児相談支援事業所があり、現在の利用事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 医療的ケア児支援コーディネーター

医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築に向け、多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置するものです。

① 第2期計画と実績

コーディネーターの配置人数は、計画どおり推移しています。

図表6-11 医療的ケア児支援コーディネーターの第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|---------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 配置人数(人) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

② 見込量

引き続き、コーディネーター4人を配置していくこととし、次のとおり見込みます。

図表6-12 医療的ケア児支援コーディネーターの見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 配置人数(人) | 4 | 4 | 4 |

3 障がいのある児童の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援事業等の利用を希望する障がいのある児童が、適切な支援等を受けられるよう、保育所（園）・認定こども園、放課後児童健全育成事業における体制の整備に努めます。

(1) 保育所（園）・認定こども園

保育所（園）は、施設により異なりますが、0歳から5歳までの児童のうち、保護者が就労等のために家庭で保育できない児童を、保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園は、施設により異なりますが、保育が必要な0歳から2歳までの児童と、保護者の就労等の有無にかかわらず3歳から5歳までの児童が利用できる、保育と教育を一体的に行う施設です。

ともに、障がいのある児童の支援も行っています。

① 第2期計画と実績

障がいのある児童の利用は、やや増加しており、計画を上回って推移しています。

図表6-13 保育所（園）・認定こども園の障がいのある児童の第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|---------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 利用児数（人） | 130 | 165 | 140 | 174 | 140 | 180 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表6-14 保育所（園）・認定こども園の障がいのある児童の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 利用児数（人） | 190 | 200 | 210 |

③ 見込量の確保策

障がいのある児童の利用実績のある46カ所（令和5年4月1日現在）の保育所（園）・認定こども園により、見込量は確保できると考えます。

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の居場所を確保するため、主に小学校の余裕教室を活用して実施し、障がいのある児童の支援も行っています。

① 第2期計画と実績

障がいのある児童の利用は、おおむね横ばいで推移しています。

図表6-15 放課後児童健全育成事業の障がいのある児童の第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|---------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 利用児数（人） | 135 | 128 | 140 | 126 | 140 | 130 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、おおむね横ばいで推移すると見込みます。

図表6-16 放課後児童健全育成事業の障がいのある児童の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 利用児数（人） | 130 | 140 | 140 |

③ 見込量の確保策

障がいのある児童の利用実績のある37カ所（令和5年5月1日現在）における放課後児童健全育成事業の実施により、見込量は確保できると考えます。



計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 総合的な推進体制

障害福祉サービス等や障害児通所支援サービス等をはじめとする、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進等するため、障害者基本法第36条第4項の規定に基づく「岐阜市障害者施策推進協議会」を設置しています。岐阜市障害者施策推進協議会は、岐阜市障害者計画や岐阜市障害福祉計画・岐阜市障害児福祉計画の策定について審議するとともに、障がい者施策の推進について調査、審議し、実施状況を監視等することとしています。そのため、有識者や障がい者関係団体等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、幅広い意見の聴取に努めています。

第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画の推進にあたっては、岐阜市障害者施策推進協議会において、障害福祉サービス等や障害児通所支援サービス等の実施状況について監視等するとともに、関係部局の連携や市民との協働の一層の推進を図ります。

(2) 関係機関との連携支援体制

関係機関との緊密な連携を図るため、岐阜市では、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づく「岐阜市障害者総合支援協議会」を設置しています。岐阜市障害者総合支援協議会は、福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や有識者、障がい者関係団体等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、連携の緊密化を図り、障がいのある人の支援やその体制の整備について協議することとしています。

さらに、課題ごとに専門部会を設け、関係機関などとの連携、協議を行っています。

障がいのある人に対する虐待の防止に向けては、専門部会において、警察、弁護士会、法務局、岐阜県障害者権利擁護センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、民生委員・児童委員、関係職員などからなるネットワークの構築に取り組むとともに、必要に応じて、ケース会議を開催するなど、関係機関の連携を図っています。

今後も、岐阜市障害者総合支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障がいのある人の支援やその体制の整備を図ります。

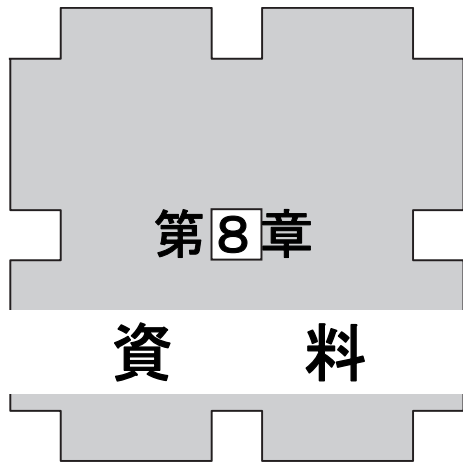
2 進捗管理

(1) 進捗の把握と分析・評価

第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画に示す成果目標については、毎年、進捗を把握し、分析・評価を行い、その結果について、岐阜市障害者施策推進協議会において審議します。なお、活動指標（障害福祉サービス等と障害児通所支援サービス等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。

(2) 計画や方策の見直し

第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画の成果目標の分析・評価の結果や岐阜市障害者施策推進協議会における審議、さらには、経済や社会の情勢の変化、共生型サービスの進展などの国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行います。



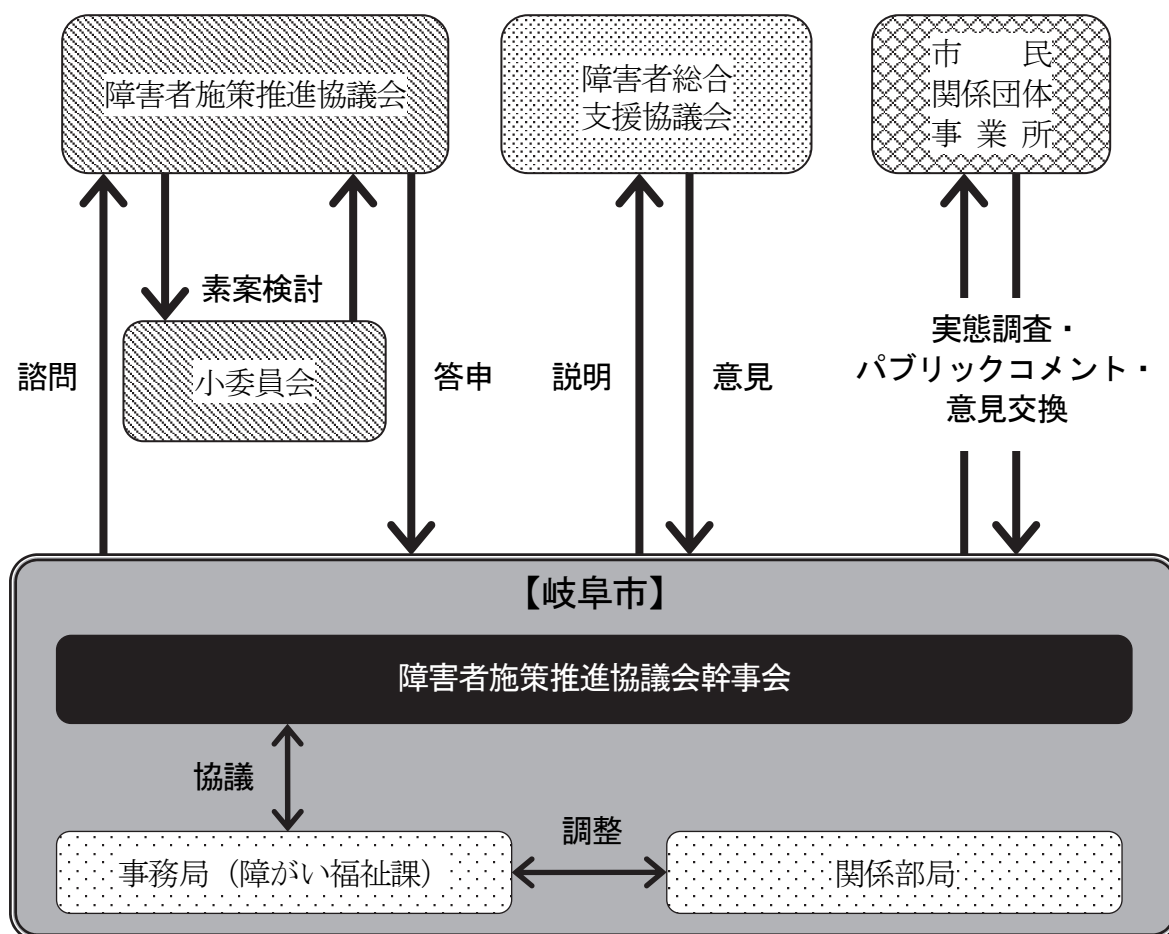
第8章

資 料

1 計画策定の方法

計画の策定に先立って、障がいのある人や関係団体、障害福祉サービス等を提供している事業所の意見やニーズを把握するために、実態調査や意見交換等を行いました。これらを通して把握した障がいのある人を取り巻く状況を踏まえて、計画づくりに取り組みました。計画案の作成にあたっては、岐阜市障害者施策推進協議会に諮問し、答申を得るとともに、岐阜市障害者総合支援協議会より意見をいただきました。

図表8-1 計画の策定体制



2 計画の諮問機関等

(1) 岐阜市障害者施策推進協議会

○岐阜市障害者施策推進協議会条例

平成8年3月29日

条例第5号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項の規定に基づき、本市に岐阜市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- (2) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関し、同条第10項に規定する事項を処理すること。
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画に関し、同条第10項に規定する事項を処理すること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会に、協議会の調査審議を補助するため、幹事長及び幹事で組織する幹事会を置くことができる。

- 2 幹事長及び幹事は、関係機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第24号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第91号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年条例第12号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第55号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において委員である者の任期は、この条例による改正前の岐阜市障害者施策推進協議会条例第3条第3項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成20年条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第17号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第13号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○岐阜市障害者施策推進協議会委員名簿

【委員任期】 令和5年5月1日～令和8年4月30日

【委員数】 29人

(◎：会長)

| | 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 小委員会 |
|---------------------------|-------------------------------|------------|---------------|------|
| 関係行政機関の職員 | 岐阜県健康福祉部障害福祉課 | 課長 | 熊谷真一郎 | |
| | 岐阜公共職業安定所 | 所長 | 市岡 雄志 | |
| 識見を有する者 | 国立大学法人 東海国立大学機構岐阜大学 | 名誉教授 | ◎池谷 尚剛 | ◎ |
| | 公立大学法人 岐阜県立看護大学 | 教授 | 岡永真由美 | ○ |
| | 学校法人岐阜済美学院 中部学院大学 | 教授 | 大藪 元康 | |
| | 一般社団法人 岐阜市医師会 | 理事 | 山賀 寛 | |
| | 独立行政法人 国立病院機構長良医療センター | 院長 | 松久 卓 | |
| | 岐阜市小中学校長会 岐阜商工会議所 | 会長 専務理事 | 後藤 喜朗 森 健二 | |
| 障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者 | 岐阜市身体障害者福祉協会 | 副会長 | 田中 義正 | ○ |
| | 岐阜地区知的障がい者育成会 | 会長 | 春見 鉄男 | ○ |
| | 岐阜市視覚障害者福祉協会 | 副会長 | 高井 史子 | ○ |
| | 岐阜市聴覚障害者協会 | 会長 | 志水 道嘉 | ○ |
| | 岐阜市肢体不自由児者父母の会 | 会計 | 長村 敬子 | ○ |
| | 特定非営利活動法人 障害者自立センターつかいぼう | 理事長 | 吉田 朱美 | ○ |
| | 特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会岐阜支部 | 支部長 | 森田まゆみ | ○ |
| | 岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック | ブロック長 | 水野佐知子 | ○ |
| | 岐阜市重症心身障害児(者)を守る会 | 会長 | 中村真由美 | ○ |
| | 岐阜市あけぼの会(精神障害者家族会) | 副会長 | 服部 信子 | ○ |
| | 岐阜市立岐阜特別支援学校PTA | 会長 | 平田 真理 | ○ |
| | 社会福祉法人 いぶき福祉会 | 専務理事 | 北川 雄史 | |
| | 社会福祉法人 岐東福祉会 障害者支援施設はなみずき苑 | 施設長 | 横山 貴洋 | |
| | 社会福祉法人 舟伏 | 顧問 | 森 敏幸 | |
| | 岐阜市立岐阜特別支援学校 | 校長 | 樋田 光代 | |
| 岐阜市民生委員・児童委員協議会 | 副会長 | 河村 繁夫 | | |
| 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会 | 常務理事 | 石原 徹也 | | |
| 社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団 | 理事長 | 疋田 宗義 | | |
| 公募市民 | | | 大野久美子 | |
| | | | 水野 純子 | |

※敬称略

(2) 岐阜市障害者総合支援協議会

○岐阜市附属機関設置条例（抄）

平成25年3月27

条例第7号

（趣旨）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置及び担当事務）

第2条 別表左欄に掲げる執行機関に属する附属機関を同表中欄のとおり設置し、その担任する事務は、同表右欄に定めるところとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、前条に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第5号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関 | 担当事務 |
|--------------|---------------|--|
| 市長 | 岐阜市障害者総合支援協議会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき実施する相談支援事業その他の障がい者支援施策に関する評価及び審議 |

○岐阜市障害者総合支援協議会規則

令和3年3月30日

規則第29号

（設置）

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例(平成25年岐阜市条例第7号)第3条の規定に基づき、岐阜市障害者総合支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者関係団体の推薦する者
- (3) 障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)の福祉に関する事業に従事する者

- (4) 障害者等に関する医療、教育又は雇用関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第6条 会長は、前条の規定にかかわらず、緊急を要する事案で会議を招集するいとまがないと認めるときは、当該事案の概要を記載した書面を委員に送付してその賛否を問い、その結果をもって会議の議事に代えることができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員(次項において「部会員」という。)は、委員のうちからその都度会長が指名する。

3 専門部会は、特に必要があると認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己の利害に係る議事に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉事務所障がい福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○岐阜市障害者総合支援協議会委員名簿

【委員任期】令和5年4月25日～令和7年3月31日

【委員数】15人

(◎：会長)

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|-------------------------------|---------|--------|
| 国立大学法人 東海国立大学機構岐阜大学 | 名誉教授 | ◎池谷 尚剛 |
| 公立大学法人 岐阜県立看護大学 | 准教授 | 茂本 咲子 |
| 特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会岐阜支部 | 理事 | 岩月 佳子 |
| 岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック | 会計 | 奥住 悠子 |
| 岐阜市重症心身障害児(者)を守る会 | 理事役員 | 市橋美保子 |
| 社会福祉法人 和光会 | 統括所長 | 時岡 優 |
| 社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 清流園 | 園長 | 須甲 郁穂 |
| 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会 | 常務理事 | 石原 徹也 |
| 岐阜市南ブロック機能強化型地域包括支援センター | 社会福祉士 | 丸山 久美 |
| 一般社団法人 岐阜県ソーシャルワーカー協会 | 会長 | 武山 修 |
| 岐阜市立岐阜特別支援学校 | 校長 | 樋田 光代 |
| 岐阜公共職業安定所 | 統括職業指導官 | 桐野 考造 |
| 岐阜県障害者権利擁護センター | 専任相談員 | 伊佐地みどり |
| 岐阜県相談支援事業者連絡協議会 | 会長 | 熊崎 千晶 |
| 岐阜市民生委員・児童委員協議会 | 理事 | 長屋 克仁 |

※敬称略

3 計画策定の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|----------------------|--|
| 令和4年11月1日～11月30日 | 実態調査 |
| 令和5年5月9日～6月2日 | 障がい関係団体等との意見交換 |
| 令和5年6月29日 | 第1回 岐阜市障害者施策推進協議会幹事会 |
| 令和5年7月18日 | 第1回 岐阜市障害者施策推進協議会 (岐阜市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について(諮問)等) |
| 令和5年9月29日～10月12日 | 事業所状況調査 |
| 令和5年10月12日 | 第1回 岐阜市障害者施策推進協議会小委員会 (第5次岐阜市障害者計画(素案)について) |
| 令和5年10月23日 | 第2回 岐阜市障害者施策推進協議会小委員会 (第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画(素案)について) |
| 令和5年11月8日 | 第2回 岐阜市障害者施策推進協議会幹事会 ※書面開催 |
| 令和5年11月16日 | 第2回 岐阜市障害者施策推進協議会 (第5次岐阜市障害者計画(素案)、第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画(素案)について) |
| 令和5年12月15日～令和6年1月15日 | パブリックコメント 第5次岐阜市障害者計画(案)→3通(4件) 第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画(案)→2通(2件) |
| 令和5年12月25日 | 第4回 岐阜市障害者総合支援協議会 (第5次岐阜市障害者計画(案)、第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画(案)について) |
| 令和6年2月7日～8日 | 岐阜県への意見聴取 (第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画(案)について) |
| 令和6年2月7日 | 第3回 岐阜市障害者施策推進協議会幹事会 ※書面開催 |
| 令和6年2月16日 | 第3回 岐阜市障害者施策推進協議会 (第5次岐阜市障害者計画(最終案)、第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画(最終案)について) |
| 令和6年2月28日 | 岐阜市障害者施策推進協議会会長より答申 |
| 令和6年3月1日 | 「第5次岐阜市障害者計画」、「第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画」の決定 |

誰もが自立してともに暮らすまちをめざして
第7期 岐阜市障害福祉計画
第3期 岐阜市障害児福祉計画

| | |
|------|---|
| 発行年月 | 令和6年3月 |
| 発行 | 岐阜市 〒500-8701 岐阜市司町40番地1 TEL 058-214-2137 FAX 058-265-7613 |
| 編集 | 福祉部 障がい福祉課 |
